

公文書管理の制度形成と人格権： シュタージ文書を例にとって

メタデータ	言語: ja 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2023-10-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上代, 庸平 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000043

公文書管理の制度形成と人格権

——シユタージ文書を例にとって

上代 庸平

- 一 はじめに
- 二 公文書管理法制の特別法としてのシユタージ文書法
- 三 シユタージ文書法と人格権
- 四 結びに代えて

一 はじめに

本稿は、旧ドイツ民主共和国国家保安機関の文書に関する法律（以下において、「シユタージ文書法」という。）の、公文書管理法における位置付けと、その対象となる文書の性質ゆえに備わる特殊な性質についての若干の考察を行うことを目的とする。

二 公文書管理法の特別法としてのシユタージ文書法

(一) シユタージ文書の成立の経緯

シユタージ文書法の対象となる国家保安機関文書（以下において「シユタージ文書」という。）の作成主体である旧ドイツ民主共和国国家保安機関とは、現在のドイツの領域の東側に存在した、第二次世界大戦後の旧ソ連占領区域及びその領域において建国されたドイツ民主共和国（以下において、これらを総称して「東ドイツ」という。）において、秘密警察及び国内外の情報収集、偵察活動、諜報工作活動を担当した機関又は組織¹の総称である²。とりわけ一九五五年に設置された国家保安省（以下において、一九五五年以前及び一九八九年以後の国家保安機関と区別して特にこの国家保安省を指すときは、「シユタージ」という。）は、その最末期である一九八九年には九一〇〇〇人の正規職員と十八万九〇〇〇人以上の非公式協力者³を抱え、当時の東ドイツの人口比で八十九人に一人の割合で存在するスパイを用いて国民生活の隅々まで監視・偵察を行うとともに、東ドイツ国家やその支配政党であったドイツ社会主義統一党に反対する意見をもつ者の摘発・検挙を行っていた⁴。

シユタージ文書は、このような国家保安機関の活動の結果として作成され、保存されていた文書であり、そ

の総量は書架総延長で百八十キロメートルにも及ぶという極めて膨大なものである。このシュタージ文書は、国家保安機関の活動の性質から、国民に対する秘密裏での監視又は偵察活動によつて得られた情報を含むものが多く、また、東西ドイツを問わず多数の非公式協力者が存在したことが判明したことから、東西ドイツの統一後においては誰がその情報の提供者であるかも問題とされた。このように、シュタージ文書は、その成立の過程自体が人権侵害を伴うものであり、その内容も個人の尊厳に直接関わるものであること、また更に、その使用が人権や個人の尊厳の侵害を目的とし、又はそれをもたらし状態によつて行われていたという、極めて特殊な性質をもつ文書群であると言える。また、そのシュタージ文書の性質を反映して、それを保存し公開に供する任務を担うシュタージ文書アーカイブ（二〇二一年までは国家保安機関の文書に関する連邦全権受任庁、二〇二一年以降は連邦公文書館シュタージ文書館）においては、通常のアーカイブとは異なる取扱と運用がなされなければならず、従つて、そのための公文書管理法制の特別法となる法律が必要とされた。

（二）旧東ドイツにおけるシュタージ文書の法的取扱い

一九九〇年当時、東ベルリンのシュタージ本部及びその他のシュタージ支署において保存されていたシュタージ文書は、シュタージの改組による弱体化とその後の解体や、シュタージ自体による証拠隠滅工作のため、散逸の危機に直面した⁵⁾。このような状況を憂慮した各地の市民は、シュタージ文書の保全のための行動を開始し、一九八九年十二月にエアフルトのシュタージ支署が市民によつて占拠されたことを皮切りにライブツィヒヤロストックなどの動きがそれに続き、翌年一月には東ベルリンの市民団体がシュタージ本部庁舎に突入・占拠して文書の自主管理を開始した。ドイツ社会主義統一党の独裁時代における抑圧の象徴であったシュタージの権力の源泉とも言うべきシュタージ文書が市民の管理の下におかれ、散逸が防げるようになったことの意

義は大きく、共産主義体制下における人権抑圧の記録としてのシュタージ文書がほとんど毀損されることなく残存しているのは、この市民による運動に依るところが多であるとして、現在でもドイツ再統一における民主化の嚆矢の一場面として高く評価されている。⁶

このような動きに対して、一九九〇年三月の自由選挙によって、かつての支配政党であったドイツ社会主義統一党の一元独裁を脱した東ドイツ政府は、市民団体との対話を促進し、人権抑圧的であった共産主義体制の過去と訣別するべく、シュタージ文書の管理に関する特別法の制定に取り組んだ。その結果、一九九〇年八月二十四日に東ドイツの人民議会において旧国家保安省及び国家安全庁の個人情報保護と使用に関する法律（いわゆる人民議会法）が成立し、シュタージ文書の永久的な保存が制度化されるとともに、使用のための手続や条件が整備された⁷。また、東ドイツ政府は再統一に備え、西ドイツとの統一条約においてシュタージ文書の取扱いを規定し、統一後のドイツの共通の課題として扱うことを目指した。同年九月二十三日には統一条約第一附属議定書並びに統一条約の実施及び解釈に関する協定の実施に関する法律の内容に、統一後のドイツの文書管理担当機関にシュタージ文書の管理を委ね、その永久的な保存と国民の永続的な使用を保障することが盛り込まれた⁸。

（三）統一ドイツにおけるシュタージ文書法の制定

一九九〇年十月三日に東西ドイツが統一を果たすと、シュタージ文書は国家が管理する個人情報として連邦データ保護法の適用対象となったが、その性質の特異性に鑑み、当面の間は人民議会法の手続に則って保存及び使用がなされることとなり、その運用が同年十二月十二日の旧国家保安省及び国家安全庁の個人情報文書の利用に関する臨時規則に引き継がれた。この臨時規則においては、シュタージ文書に含まれる個人情報

報保護の必要性及びシュタージ文書の作成過程における人権侵害行為の重大性に鑑み、その管理に關しての権限行使については特段の中立性と独立性が必要とされたことから、連邦データ保護法に基づく通常の個人情報保護及び開示手続の運用並びに連邦公文書館法に基づく通常の文書使用手続の運用の対象からシュタージ文書を除外し、この規則に則って設置される「旧国家保安機関の個人関連文書に關する連邦政府特別受任官 (Der Sonderbeauftragte der Bundesregierung für die personenbezogenen Unterlagen des ehemaligen Staatssicherheitsdienstes)」による管理が行われることとされた⁹⁾。

その後、連邦政府では、シュタージによる監視及び偵察の対象となっていたデータ主体への文書の情報提供の範囲や、非公式協力者を含む旧シュタージ職員の法的地位などについて検討が行われ、高い独立性を有する独立の連邦機関を設置してその管理及び公開に關する事項を取り扱わせる方針が固まった。こうして、シュタージ文書法は、連邦データ保護法及び連邦公文書館法に對してのシュタージ文書に關する特別法として位置づけられ、独自の保存管理及び公開使用の手続が整備されることになった。特に、連邦公文書館法との關係においては、シュタージ文書は選別・収集を経ずに無条件で保存の対象とされ、それゆえにその内容に對する評価が定まらず、また内容に含まれる個人の情報に關しての個別の審査を慎重に行うことが必要である点において、連邦公文書館法をはじめとする一般の公文書管理法に對する特別法としての地位が必要になると説明された¹⁰⁾。

シュタージ文書法は一九九一年十月十四日に連邦議會において可決され、同年十二月十九日に連邦參議會の同意を得て成立し、翌日に公布された¹¹⁾。以後、シュタージ文書法に基づき、同法によって設置された「旧ドイツ民主共和国国家保安機関の文書に關する連邦全權受任官 (Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik)」(以下「ゴッペ」)「連邦

全権受任官」という。)が、他の機関から独立してシュタージ文書の保存管理及び使用・公開に関する事項を担うこととなった¹²。また、この法律の制定を受け、旧東ドイツに属していた各ラントにおいては、シュタージ文書法をラント内部において施行するためのラント法律の制定が行われ、以後相次いで各ラントにおいても同様の制度が成立している。例えばザクセン＝アンハルト州においては、一九九三年にシュタージ文書法のザクセン＝アンハルト州における施行法¹³が成立し、同法によって設置されたラント全権受任官による州内の旧国家保安機関支署に存在しているシュタージ文書の保存管理と公開手続が実施されるようになった。

シュタージ文書法は、幾度も大きな改正を経ながら現在に至っている。特に、二〇二一年には、個人データの取扱制度の整備の進捗と、シュタージ文書の学術的・歴史的使用用途の拡充の傾向とに鑑み、連邦公文書館法の特別法としてのシュタージ文書法を残しつつ、文書の保存管理の権限を連邦公文書館に移管するための全面改正が行われた¹⁴。これにより、一九九一年の設置以来、三十年以上にわたってシュタージ文書の保存管理を担ってきた連邦全権受任官が廃止され、連邦公文書館においてシュタージ文書のための専任部署として設置されたシュタージ文書館(Stasi-Archiv)がこれに代わることとなった。なお、これに対応して、各ラントにおいても連邦公文書館やラントの公文書館にシュタージ文書を移管することになったが¹⁵、その後の各ラントにおける全権受任官は廃止されず、旧東ドイツ時代の人権抑圧の歴史を明らかにし、それをラントにおける政治教育に反映することを任務とする機関である「ドイツ社会主義統一党独裁の検証に関するラント全権受任官(Landesbeauftragte zur Aufarbeitung der SED-Diktatur)」として存続している。

三 シュタージ文書法と人格権

シュタージ文書法については、シュタージ文書に含まれる情報に対する社会意識や、国家保安機関による非合法活動の被害者に対する救済の必要性、そして国家保安機関の活動に関わったことにより「加害者」の立場に立たされることになった者の法的地位の取扱いの変遷に対応して、幾度も改正がなされてきた。特にその制定及び改正の議論において重要な位置を占めたのは、人格権 (Personlichkeitsrecht) の観念である。判例において基本法一条の人間の尊厳と結びついた同法二条一項の「人格の自由な発展」の権利の二内容として論じられるこの人格権¹⁶は、シュタージ文書法との関係においては、国家保安機関による監視や偵察の対象となつた被害者について論じられる一方、国家保安機関に関わつたことによつて統一ドイツにおける社会的地位を追われることになる加害者についても論じられることがあり、また、それ以外の第三者に対してその拡張的な主張をどこまで許容するかをめぐる議論も存在した。

ここでは、シュタージ文書法と人格権との関係をめぐる問題について、連邦行政裁判所コール事件判決と、その後のシュタージ文書法の改正を中心に、概観しておくことにしたい。

(一) コール事件の事実の概要

本件は、東西ドイツ統一時及び統一後最初のドイツの連邦首相であり、それまでもラインラント・プファルツ州首相、連邦議会議員及び同キリスト教民主・社会同盟議員団長、キリスト教民主同盟党首などの要職を歴任したヘルムート・コールが、自身に関するシュタージ文書につき連邦全権受任官がシュタージ文書法三十二条に基づいて行つた、研究、政治教育及び報道目的のための文書の使用許可決定に対して異議を申し立て、その公開の差止めを求めたものである。旧西ドイツの要人であったコールについては、シュタージによる徹底した偵察活動が行われており、当時の連邦全権受任官の回答によれば、そのファイル数は七千件以上に及

ぶとされ、このうち二千五百件が法律の要件を満たすものとして使用許可の対象となった。

原審のベルリン州行政裁判所はコールの異議を認め、連邦全権受任官に対して、コールに関するシュタージ文書についてのシュタージ文書法三十二条に基づく使用許可の差止めを命じた¹⁷。これに対して、連邦全権受任官が、ベルリン州行政裁判所の判決は連邦法の規定に反するものであると主張し、連邦行政裁判所に控訴を申し立てた。

(二) 連邦行政裁判所判決

連邦行政裁判所は、連邦全権受任官の控訴を斥け、コールの個人情報を含むシュタージ文書を研究、政治教育及び報道目的のために使用することを認めないとした原審の決定は、連邦行政裁判所法百三十七条一項に定める連邦法に対する違反となるものではないと判断した¹⁸。

1 シュタージ文書法における個人情報の保護

連邦行政裁判所は、シュタージ文書法一条一項二号に定める同法の目的のひとつが「個人に関して収集された情報の取り扱いによって当該個人の人格権が侵害されることから、当該個人を保護する」ことであることを重視し、同法四条及び五条に基づくシュタージ文書の使用が認められる場合の判断及びその判断基準の解釈についても、この目的を考慮し、かつ、同法の趣旨である国家保安機関の活動の被害者救済に沿った解釈がなされなければならないとした¹⁹。

その上で、同法三十二条による政治的・歴史的検証のための研究及び政治教育の目的のための文書の使用及び三十四条による報道目的のための使用についての三十二条の準用の場合においては、二十条及び二十一条による使用の許可の場合とは異なり、三十二条又は三十四条所定の目的のための使用であることが、当該文書の

使用申請者によつて証明されなければならないところ、連邦全権受任官は、コールに関する文書の使用申請者からどのような申請を受け、またその目的がいかに正当化されるものと判断したかの主張を行っていないことを問題とした。

また、シュタージ文書法にいう保護されるべき個人情報とは、同法一条一項一号及び二号に定められる「国家保安機関によつて個人に関して収集された情報」であることは疑いを容れないとし、本件においては「コールに関するシュタージ文書」という特定がなされている限りにおいて、許可の対象となつた文書には個人情報が含まれることは明らかであり、従つて、これらが同法に基づく個人情報としての保護の対象となり得ると判断した²⁰。

2 研究・政治教育及び報道のための公表の条件

個人情報としての保護の対象となりうる情報についても、一定の場合における公開の必要性が認められることはあり得るのであり、この点の検討が必要となる。連邦行政裁判所は、個人情報を含むシュタージ文書は、シュタージ文書法三十二条一項により、その使用を許可しうる範囲が規律されているが、コールが同項に定める「現代史上の人物、政治的権能を有していた者又は政治上の役職に就いていた者」に該当することは明らかであるとした。そうであるとすれば、その個人データを含む文書は原則として使用を許可されるべきであることとなるが、その許可の範囲は同項によつて「役割、機能または役職に関連する情報に関連するもの」にその範囲が限定されていることが考慮されなければならない。また、同項末尾の個人の利益との均衡条項の要請を十分に顧慮する必要があるとした²¹。この均衡条項とは、文書の使用によつて、当該文書に記載のある人物の優越的な利益を侵害してはならないとするものである。すなわち、シュタージ文書に含まれる情報が人権侵害を伴う手段で収集された情報であるとき、その公表によつて現に人権侵害を発生させる蓋然性は強くなると考えら

れることから、その使用の目的の重要性との利益較量においては、情報の収集方法の人権侵害的性格が強くなれば強くなるほどに利益の優越性が高まり、そうでなければ使用目的の重要性を加味して判断を行うことになる²²。この趣旨は、同項一号によって個人情報を含まない文書は一般に使用に供されるべきものとし、また、個人情報報を匿名化した複製物もこれと同様に扱われると定められていることから理解可能である。このような観点から、連邦行政裁判所は、連邦全権受任官による本件使用許可決定の背景となっており、「現代史上の人物、政治的権能を有していた者又は政治上の役職に就いていた者」の個人情報を含む文書が、データ主体・第三者に関わるものであったとしても原則として公開されるものであるとの解釈を、明確な法律の文言及び立法趣旨に反するものであると指摘し、厳しく批判した²³。

3 個人情報報の要保護性と職務情報

連邦全権受任官は、コールは本件の対象となるシユタージ文書の成立当時においては連邦首相の地位にあり、その職務上の情報は個人情報に含まれると解釈すべきでないとの主張を行ったが、この点について連邦行政裁判所は、職権を行使する役職者であっても、違法なスパイ行為やそれによって得られた情報の開示が個人に影響を与えうることは明らかであり、常に職務情報となるものとみなすことはできないとした。また、政府や党の高位者については公務・政務の上での行動と個人的な行動のいずれの機能によってなされたかを区別することは困難でありうることも指摘し、この主張を斥けた²⁴。

4 人格権としての情報自己決定権とシユタージ文書の利用許可権限

以上の検討を踏まえ、連邦行政裁判所は、基本法二条一項に基づく一般的人格権は、情報自己決定権の現れとしての個人データの開示の範囲を自ら決定する自由を含むものであり、報道や研究・教育の必要からこの自由に対して加えられる制限については法的根拠が必要であるととも比例原則の要請を満たす必要があるとこ

る、国家が法の支配に反して取得した情報を、関係者の同意なしに第三者に伝達することが許容されるか否かの衡量を行う上において、シュタージ文書法においては、国家保安機関の活動に対する検証や報道を目的として公表された個人情報、厳格な目的拘束と個人の保護に適した方法で管理されることを保障する手段が欠けていると言わざるを得ないと指摘した²⁵。結論として、コールに関するシュタージ文書の開示について連邦全権受任官が行った本件使用許可はこの要請を満たさないものとして違法であることが明らかであり、原審の判断に違法はないから、控訴は棄却すべきものと判断されたのであった。

(三) コール事件後のシュタージ文書法

連邦行政裁判所が、東西統一当時のドイツ行政の最高責任者に関するシュタージ文書について、研究・政治教育及び報道の目的のための使用許可を違法と判断したことは、シュタージ文書法に関する改正のための議論と、慎重な運用のための検討の双方のきっかけとなったと評価されている²⁶。

1 シュタージ文書法の改正

当時の与党であった社会民主党及び緑の党は、この判決を受けて、シュタージ文書法の改正に着手した。コール事件をきっかけとしての大規模な改正となったシュタージ文書法第五次改正法律²⁷の内容は、この判決で問題とされた同法三十二条を改正し、併せて公開が申請されたシュタージ文書の対象となつていない人物に対して異議申立て権を行使する機会を与えるための通知を行うことを義務付ける三十二a条を挿入するとともに、シュタージ文書の匿名化について定めた同法十四条を削除するものであった。

三十二条については、従来は要保護性の低い個人情報の主体として一項三号において「国家保安機関の職員」及び「国家保安機関の受益者」と併記されていた「現代史上の人物、政治的権能を有していた者又は政治上の

「就職に就いていた者」を四号に移し、その機能又は職務に関する情報を除いては、原則としてその個人情報も保護されるものであることを明確にした。また、それに対応して、均衡条項における利益の優越性の判断基準として、当該文書に含まれる情報が人権侵害的な手段によって得られたものであることが明白であるかどうか、が特に考慮されるべきものであることを明文化し、シタージ文書の公開について、その文書に含まれる情報の特殊性に依拠した利益衡量を厳格に行うべきこととした²⁸。

三十二 a 条は、三十二条一項一文四号に定める場合における文書の公開に際しては職務情報と個人情報との区別が困難であると指摘されたことを踏まえ、文書の使用を許可するときにおいては、当該文書のデータ主体や第三者など利害関係を有する個人に対して、当該文書が使用可能とされることについての異議を申し立てることができるよう、事前に適切な時間を置いて、当該情報の内容について通知を行うことを規定したものである。この異議が提出された場合には、三十二条一項の均衡条項による利益較量の際にその内容を考慮に入れることも義務付け、文書の公開決定に関しての連邦全権受任官の裁量についての判断過程における統制を可能にしたについては、個人データの保護の見地からは評価される一方、特に旧西ドイツ側の政治家の行動に関して、統一期における情報の公開を不当に妨げるものであるとの批判もなされた²⁹。

また、十四条は、シタージ文書に含まれる情報について、国家保安機関の活動による被害者が、その匿名化を請求し、それが不可能である場合には文書の破棄をも要求できる権利を認めるものであった。シタージ文書の、個人の重要な領域に関する個人情報を含むものであるという性質に鑑み、それが公開される場合においては、個人の人格権に対する重大な侵害を招来しうるとの懸念から、制定当初よりシタージ文書法に含められていた規定であり、時間の経過と共にその侵害の重大性は希薄化すると考えられたことから、時限的な運用が想定されていたものであったが、一回の延長を経て、二〇〇三年まで存続していた³⁰。国家保安機関の

活動に対する検証や現代政治史の研究に対しての、主として政治的な目的による障害をもたらさうるものでもあったことから、従来より批判が強く存在したものであったが³¹、三十二条の改正及び三十二 a 条の挿入により、研究・政治教育及び報道の場合における異議申立て権の保障のための通知がなされ、かつ、公開許可をなし得る場合及びその範囲についての判断に関する比較量の基準が明文化されたことから、シュタージ文書それ自体の毀損にもつながりうる十四条の規定は不要となったものと判断された。

2 シュタージ文書法の運用の方向性

この改正によって、シュタージ文書の内容に利害関係を有する者の人格権と、その公開の必要性に関する利益較量が厳密に行われるようになり、特に、報道に際して、旧東ドイツの「悪魔化」や「のぞき見趣味」の目的による使用申請が抑えられるようになったのは事実のようである³²。確かに、シュタージ文書に含まれる情報が人権侵害的な手段によって入手されたものであるならば、その情報の主体には何らの落ち度もないことが通常であり、そのような場合においてまで情報の公開を許す必要はないという判断は適切である。

一方で、シュタージ文書法三十二条一項三号に規定する国家保安機関の職員や受益者については、従来と同じく原則として個人情報情報の要保護性は低いままに留めおかれており、その状況は現在も変わっていない。シュタージ文書に含まれる情報が公開される場合において、情報自己決定権に対する制約を受けうる地位については、国家保安機関の職員や受益者についても同様に考えうるはずであるが、彼らに対して、政治上の要人よりも、自らに関する文書がより広範囲に研究対象になることを受け入れさせることの正当性をなお保つことができるのか否かについては、近時に至っても議論が存在している³³。

いずれにせよ、シュタージ文書が、その成立における特殊性から、その使用や公開については、一般の公文書管理法制とは異なる独自の、そして厳密かつ具体的な利益較量が必要であることは確かであり、かつての連

邦全権受任官や、現在の文書管理担当機関である連邦公文書館がその実務経験を蓄積してきていることもまた事実である³⁴。欧州一般データ保護規則による個人データ保護基準の変化や、文書のデジタル取扱い方法の確立、そしてなによりも旧東ドイツに対する国民の意識変化、とりわけ記憶の希薄化に直面して、基本権価値と文書の使用目的の価値との衡量基準は、なお変化に直面することになるだろう。

四 結びに代えて

シユタージ文書法は、その対象とするシユタージ文書の特殊性、すなわち国家の違法行為によって成立した文書群であることから、その立法及び運用に当たっては、その違法行為の被害者の情報自己決定権等の基本権を保護しつつ、一方で旧東ドイツの独裁に対しての「過去の清算」を行うという、極めて繊細なバランスが要求される。

人民議会法から始まるこの公文書管理法制の特別法の系譜において、立法及び制度運用におけるこのようなバランスは、巧妙に維持されてきたと言えるが、それは裏を返せば、文書管理法の法的・技術的側面のみならず、政治的課題や国民意識の趨勢にも目配りした上での極めて慎重なさじ加減がなされてきていることをも意味する。国家保安機関による文書の作成の対象となったデータ主体や第三者、そして職員及び受益者が文書にアクセスし、その内容に含まれる情報を知る自由は、無期限に保障されるのでなければならぬが、一方で、東ドイツが着々と「歴史」となりつつある状況の下で、現代史の研究や教育、社会の意識を喚起するための報道に對してシユタージ文書を適切に開放するチャンネルの重要性も、相対的に高まっている。このような情報自己決定と、学術研究・教育及びプレスという二つの基本権的価値の下で揺れ動く状況に常におかれているのが、

シュタージ文書の特殊性として指摘できるだろう³⁵。この特殊性に基づく基本権的価値の間での揺れ動きに起因する法的問題については、今後、更なる検討の機会を得たいと考える。

公文書管理法制の特別法として生み出されたシュタージ文書法は、ドイツの再統一から三〇年を経てシュタージ文書が連邦公文書館に移管されてもなお、その特別法としての特殊な位置づけを必要としているが、それは、シュタージと東ドイツが完全なる歴史上の「伝説」になり果てるまで、変わることはないであろうと思われるのである。

- 1 時系列順に、内務委員会刑事第五部及び人民警察刑事警察第五部（一九四八年設置、K—五機関と通称される）並びにその後継組織である国家保安省（一九五〇年設置）、国家保安庁（一九五三年改組設置）、国家保安省（一九五五年再設置、その名称 Ministerium für Staatssicherheit に由来して Stasi（シュタージ）又は MS と通称される）、及び国家安全庁（一九八九年改組設置、一九九〇年のドイツ統一に伴う廃止、AINS と通称される）が存在した。H. Geiger/H. Klinghardt, Stasi-Unterlagen-Gesetz Kommentar, 2. überarbeitete Aufl., 2006, Enl. Rnr. 1-3.
- 2 シュタージ文書法における国家保安機関 (Staatssicherheitsdienst) とは、一九五五年の国家保安省並びにその前身組織及び後身組織であると定義される。Geiger/Klinghardt, aa.O.(Amm.), § 1. Rnr. 4.
- 3 J. Krüper(Hrsg.) Düsseldorf: Studentenkommunikation zum Stasi-Unterlagen-Gesetz(StUG), 2019, § 143-145. シュタージ文書法では、非公式協力者 (Inoffizielle Mitarbeiter: IM) は「国家保安機関に情報を提供する」と自ら同意した者」と定義される。国家保安機関は、特に逮捕又は拘禁した市民に対する勧誘や脅迫によって、その指示に基づいて情報提供を行うことを誓約させ、暗号名を与えて監視又は偵察の対象者に対する情報を収集蓄積していた。東ドイツにおける国家保安省の活動を描いた二〇〇六年のドイツ映画『善き人のためのソナタ（原題 Das Leben des Anderen）』の中でも、国家保安省の偵察対象者である劇作家の交際相手である女優が、いったん国家保安省に拘禁され、非公式協力者となることを誓約して釈放される描写がある。
- 4 R. Engelmann/B. Florath/H. Heidemeyer (Hrsg.), Das MfS-Lexikon, 4. Aufl.(Web), 2021. „IM“ (<https://www.stasi-unterlagen-archiv.de/mfsl-lexikon/detail/inoffizierlicher-mitarbeiter-im/> Letzter Zugriff: 21.07.2023)
- 5 国家保安機関は、一九八九年のベルリンの壁崩壊直後から主として機密文書や対外工作に関する文書などの隠滅や持ち出しを始めていたと見られており、シュレッダーや洗濯機にかけられ裁断・溶解された文書や、切断された磁気テープなどが多数発見されている。二〇二一年現在で連邦全権受任庁が保存していたこれらの破損資料は、文書ケース一万五千五百個分にも及ぶという。Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik, 15. Tätigkeitsbericht des Bundesbeauftragten für die Unterlagen des staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik für die Jahre 2019 und 2020, 2021, S.23, 27f.

- 6 T. Roß, Wer „erbt“ die Stasiakten? Die Aktenherausgabe nach dem Tod des Betroffenen und das postmortale Persönlichkeitsrecht LKV 2015, S.59. 当時の「文書は我々のものだー (Die Akten gehören uns!)」と云ふスローガンが、ソ連における共産主義体制の打倒と再統一に向けた平和革命の象徴的スローガンの一つとされる。
- 7 H. Gansika, „Freiheit für meine Akte“: Die Öffnung der Archive. in: D. Unverhau(Hrsg.) Das Stasi-Unterlagen-Gesetz im Lichte von Datenschutz und Archivgesetzgebung, 2003, S.45f.
- 8 J. Pietrkewicz, Der Sonderauftrag der Bundesregierung für die personenbezogenen Unterlagen des Ehemaligen MIS/ANS“, in: Unverhau(Hrsg.), aa.O.(Ann.7), S.61f.
- 9 この特別委任官に就任したのは、東ドイツ人民議会において国家保安省解体管理委員会の委員長を務めていたヨアヒム・ガウク(J. Gauck)である。なお、彼はこの後、シミュラジ文書管理法の成立によって設置された連邦全権委任官の初代を務め、二〇一二年には連邦大統領に就任している。
- 10 A. Dix, Die Novelle zum Stasi-Unterlagen-Gesetz. VIZ 2003, S.5; R.Polly, StUG und deutsche Archivgesetze. in: Unverhau(Hrsg.), aa.O.(Ann.7), S. 164f.
- 11 Geiger/Klinghardt, aa.O.(Ann.1), Einl. Rnr. 24.25.
- 12 この機関名は極めて長く複雑であるため、現職の連邦全権委任官の名称を付して呼称されることが多かった。例えば、初代のガウク在任中は「ガウク機関 (Gauck-Behörde)」と呼ばれており、連邦政府内においてすらも、公式の略称であるBSUよりもこの呼称の方が通りが良かったという。なお、全権委任官は廃止までの三十年間でヨアヒム・ガウク(一九九〇—二〇〇〇年)、マリアンネ・ビートラー (M. Birtler、二〇〇〇—二〇一一年)、ローランツ・ヤン (R. Jahn、二〇一一年—二〇二二年)の三名が在職した。
- 13 Ausführungsgesetz zum Gesetz über die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik v. 18. 8. 1993 (GVBl. LSA S. 433)
- 14 Übergang der Stasi-Unterlagen in den Zuständigkeitsbereich des Bundesarchivs beschlossen. Pressemitteilung des Bundesarchivs v. 19.11.2020. (<https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Pressemitteilungen/aenderung-barchg-stug.html> [letzter Zugriff: 21.07.2023])
- 15 なお、この移管後、ソ連公文書館が保存するシミュラジ文書については、連邦のシミュラジ文書法は引き続き適用される。シミュラジ文書法二条三項参照。
- 16 BVerfGE 78, 77(85).
- 17 VG Berlin, Entscheidung v. 4. 7. 2001=NJW2001, 2987.
- 18 BVerwG, Urteil v. 8. 3. 2002. = NJW2002, 1815(1815).
- 19 BVerwG, NJW2002, 1815(1815).
- 20 BVerwG, NJW2002, 1815(1816). なお、二〇〇二年当時のシミュラジ文書法には「個人情報」に関する定義規定は存在せず、当時の連邦データ保護法における「個人データ」の定義を、解釈上流用して用いていた。現在は、連邦データ保護法に準じて個人情報に関する定義規定がある(六条十項)。

- 21 BVerwG, NJW2002, 1815(1816), なお、二〇〇二年当時のシュタージ文書法三十二条一項においては、本件において適用された規定は三号であった。その後の改正により、現在は四号に移されている。この点については後述する。
- 22 K. Bonitz, *Persönlichkeitsschutz im Stasi-Unterlagen-Gesetz*, 2009, S.104f.
- 23 BVerwG, NJW2002, 1815(1816f).
- 24 BVerwG, NJW2002, 1815(1817).
- 25 BVerwG, NJW2002, 1815(1817).
- 26 Dix, aa.O. (Anm. 10), S.1.
- 27 Fünftes Gesetz zur Änderung des Stasi-Unterlagen-Gesetz v. 29.2002 (BGBl. I S.3446)
- 28 Dix, aa.O. (Anm. 10), S.5.
- 29 J. Webering, *Novellierung des Stasi-Unterlagen-Gesetzes*, ZRP 2002, S.346.
- 30 Dix, aa.O. (Anm. 10), S.2.
- 31 Webering, aa.O.(Anm. 29), S.346. ナチス文書は連邦公文書館の通常の文書管理施設において連邦公文書館法の定めるところにより保存されており、それは法の支配に反して作成され、又は法の支配に反する方法で取得された情報を含むものも多数あるものの、公文書館法はそのような文書であってもこれを破棄することを認めないことから、この点との平仄を確保する必要があるとの指摘もなされた。
- Vgl. Dix, aa.O. (Anm. 10), S.2.
- 32 Bonitz, aa.O.(Anm.22), S.134f.
- 33 Dix, aa.O. (Anm. 10), S.5.
- 34 Polly, aa.O. (Anm.10), S.166f.
- 35 この点については、ナチス政権による東方移送・強制収容所に関する文書との類似性が指摘されるところであるが、ナチスによる東方移送及び強制収容所の被害者に関する文書は、戦後に連合国が押収して保存したため、戦後のドイツ国家に属することなく、連合国及び国際赤十字委員会が管理する「国際追跡サービス (Internationaler Suchdienst)」と称する施設として運営されていた。そのため、これらの文書も連邦公文書館法の適用外であり、従ってドイツの公文書管理法制における収集選別及び公開の手続は適用されていなかった。現在もドイツ政府が運営費用を出資するものの、独立の機関であるナチス迫害追跡センター (International Center on Nazi Persecution) が設置するアーロルゼン文書館として運営されており、依然としてドイツの公文書管理法制に対して独立の地位にある。Vgl. Michael Holmann, *Archive und Erinnerung*, Forum(Bundesarchiv) 2013, S.7f. なお、戦後の西ドイツにおけるフランクフルト・アウシュヴィッツ裁判までの経過を描いた二〇一五年のドイツ映画『顔のないビトラーたち (原題 Im Labyrinth des Schweigens)』において、主人公である検事が、アウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所長であったリヒャルト・ペーアの訴追のための資料を求めて分け入るのは、フランクフルト・アム・マインにあった頃の国際追跡サービスの文書庫という設定である。

旧ドイツ民主共和国国家保安機関の文書に関する法律

(シクタージ文書法—StUG)

公布 一九九一年十二月二十日

施行 一九九一年十二月二十九日

全面改正 二〇〇七年二月十八日（連邦法律官報I一六二頁）

全面改正 二〇二二年四月九日（連邦法律官報I七五〇頁）¹

最終改正 二〇二二年十二月二十日（社会法典第四編等の改正に関する法律、連邦法律官報I二七五九頁）

第一章 総則及び基本規定

第一条（法律の目的と適用範囲）

（1）この法律は、次の各号に掲げる目的のための、旧ドイツ民主共和国の国家保安省並びにその前身及び後身の組織（以下において、国家保安機関という。）の文書の収集、編纂、管理及び利用について規定する。

1. 国家保安機関によって個人に関して収集された情報の閲覧を個人に可能にすることにより、当該個人の身上に対する国家保安機関の影響を明らかにするため。

2. 国家保安機関によって個人に関して収集された情報の取り扱いによって当該個人の人格権が侵害されることから、当該個人を保護するため。

3. 国家保安機関の活動に関する歴史的、政治的、法的な検証を行うことを可能にし、かつ、これを促進するため。
4. 公的機関および非公的機関に対して、その必要とする情報を、この法律が定める目的のために使用することを可能にするため。

(2) この法律は、連邦若しくはラントの公的機関、自然人又はその他の非公的機関が保有する国家保安機関の文書に適用する。

第二条(国家保安機関文書の収集、保存及び管理)

(1) シュタージ文書は、その出所に基づいて、ベルリン(本館)並びにエアフルト、フランクフルト(オーダー)、ハレ(ザーレ)、ライプツィヒ及びロストックに置かれる地方分館において保存される。これに加えて、支所がケムニッツ、コットブス、ドレスデン、ゲラ、マクデブルク、ノイブランデンブルグ、シュヴェリーン、及びズールにも設置される。支所は、東ドイツ諸ラントにおける連邦公文書館の事務所とし、この法律に基づく任務を行う。これらは、(任務の)内容面及び組織面において、それぞれのラントの公文書管理部署と協力するものとする。自然人に対する情報提供や助言、申請の処理、参加型文書公開、展示会及びその他の地域における教育プロジェクトの形式による国家保安機関の構造、活動方法、並びに活動方式についての公表活動の実施は、これらの任務である。地方分館及び支所は、地域の文化財施設の一部を成すものである。

- (2) 連邦公文書館は、この法律の定めるところにより、以下の任務及び権限を有する。
 1. 国家保安機関の文書を収集すること。
 2. 公文書管理上の原則に基づいて、文書の評価、整理、編纂、保存及び管理を行うこと。
 3. 次に掲げる文書について、特別の保存を行うこと。
 - a. 裁判所及び検察から国家保安機関に引き渡された文書

b. 第一一条第二項第二文に定める文書の複製物

c. 連邦、諸ラント及び同盟国の情報機関の職員に関する文書

d. 文書であつて、

その他の情報機関の職員に関するもの、及び

諜報活動、防諜活動若しくはテロリズムの分野における手段及び方法の利用可能性に関する技術的若しくはその他の専門的な指示又は説明を含むもの。

連邦内務省が、「文書の」成立及び出所に基づき、個別の案件において、文書の公開が公共の安全を脅かし、又はその他連邦またはラントの利益に対する不利益をもたらすものと宣言した場合において、b から d までに定める「文書の」特別の保存については、秘₂及びそれ以上の機密保持等級による機密情報の取扱いに関する規定が適用される。

4. 情報の告知、文書に関する情報の通知、文書の閲覧の許可、及び文書の引渡しを行うこと。

5. 国家保安機関の構造、活動方法及び活動方式についての公開活動の実施により、国家保安機関の活動に対しての総括を行うこと。ただし、個人情報₂の公表については第三十二条第三項の定めるところによる。また、公表は電子情報及び通信システムを用いて行うこともできる。

6. 文書の閲覧の許可及び文書の複製物の発行によって、国家保安機関の活動に関しての歴史的並びに政治的な再評価の研究並びに政治教育に対する支援を行うこと、並びに、旧ドイツ民主共和国又は旧ソビエト占領地域の歴史の再評価のための機関や記念施設について、国家保安機関の活動の文書化並びにシユタージ文書館の所蔵物を解明するための資料関連の研究の支援を行うこと。

7. 自然人、その他の非公的機関及び公的機関への情報提供と助言を行うこと。情報提供と助言は、全ての事務所において、又はデジタル形式で提供することができる。

8. 国家保安機関を主題とする文書公開・展示センターの設置及び維持を行うこと。
9. シュタージ文書館の特別な性格や象徴的価値を、歴史的な場所における、及びメディアやインターネットにおける教育や情報の提供を行うことによって伝えること。

10. 破損した国家保安機関文書の修復と編纂を行うこと。

11. 第二条に定める任務に関して、二年ごとにドイツ連邦議会に対して、報告を書面によって提出すること。

(3) 連邦公文書館は、この法律に基づく任務を遂行するために、旧ドイツ民主共和国の中央住民登録簿から、次の各号に掲げる情報を使用することができる。

1. 氏名
2. 出生時の名前、通称
3. 出生地
4. 個人識別番号
5. 最終住所
6. 「故人」の徴標

これらの情報は、請求に基づき、裁判所及び刑事訴追機関に対して、その法律に基づく任務の遂行のために提供される。

第三条（個人の権利）

(1) すべての個人は、編纂された文書に自己に関する情報が含まれているか否かについて、連邦公文書館に情報の告知を求める権利を有する。この場合において、個人は、この法律に基づいて、情報の告知を受け、文書を閲覧し、及び文書の引き渡しを受ける権利を有する。

- (2) すべての個人は、この法律に基づいて得られた情報及び文書を、一般的な法律の枠内で利用する権利を有する。
- (3) 情報の告知、文書の閲覧の許可、又は文書の引き渡しに際しては、他の個人の、嚴重に保護されるべき利益を損なってはならない。

第四条（公的機関および非公的機関による国家保安機関の文書の使用権限）

(1) 公的機関及び非公的機関は、文書へのアクセスのみを行うことができ、この法律が許容し、又は命じる範囲においてのみ、文書を使用することができる。データ主体、第三者、行方不明者又は被殺害者の近親者、国家保安機関の職員又は受益者が、自発的に本人に関する情報を含む文書を提出したときは、公的機関及び非公的機関は、これらも提出された目的のために使用することができる。

(2) 連邦公文書館は、文書に含まれる個人情報に不正確であることを立証し、若しくは報告を受け、又はその情報の対象となっている個人によつて当該情報の真正性についての異議が申し立てられたときは、その旨を別紙に記載し、及び文書に添付しなければならない。

(3) 個人情報法が第二十条から第二十五条までに規定する請求に基づいて通知され、その通知後に請求の対象となった人物に関して不正確であることが判明した場合、その事項が事実の評価に重要でない場合を除き、「通知の」受領者に対して訂正が告知されなければならない。

(4) 文書の使用に際しては、他の個人の、嚴重に保護されるべき利益を損なってはならない。

第五条（特別の使用禁止）

(1) データ主体又は第三者の個人情報であつて、秘密裏の情報収集活動を含め、データ主体を対象として行われた情報取

集活動又は偵察活動の過程で取得された情報は、これらの者に不利益をもたらす目的で使用してはならない。ただし、第二十一条第一項第一文及び第二文によって、データ主体又は第三者からの申立てが、その情報に依拠して全体的または部分的に不適切であることが証明された場合は、その限りではない。

(2) 文書の使用は、管轄検察庁又は裁判所が、連邦公文書館に対して、一定期間におけるその使用が刑事手続の遂行に支障を生じるものと宣言したときは、その一定期間に限り、これをしてはならない。ただし、それによって個人に対してその権利の行使を不当に制限することとなるときは、この限りではない。この場合において、使用は、検察庁又は裁判所との間における合意の下でこれを行う。

第六条（定義規定）

(1) この法律において、国家保安機関の文書³とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. 記録の形態に関わらず、すべての情報媒体、とりわけ
 - a. 書類、データ、文書ファイル、カード、地図、フィルム、画像、音声、及びその他の記録
 - b. それらの写し、謄本及びその他の複製物、並びに
 - c. 選別に必要となる補助的手段、とりわけ自動的な電磁的処理のためのプログラム
- であって、国家保安機関若しくは人民警察刑事警察第一部⁴において作成され、その所有に属し、又はその使用のために引き渡されたもの。

2. 国家保安機関に対して、裁判所及び検察庁から引き渡された文書。

(2) この法律において、次の各号に掲げるものは、文書に含まれない。

1. 国家保安機関の書状であって、添付物を伴って他の公的又は非公的機関に送付されたもの。ただし、これらの機関が国

家保安機関に指示を与える法的又は事実上の権限を有しないものであるものに限る。

2. 文書のうち、権限上の理由により他の機関に譲渡又は返却され、かつ、国家保安機関がそれについて措置をとり、若しくは指示した証拠が見当たらないもの。

3. 文書のうち、一九四五年五月八日以前に完結し、かつ、国家保安機関が文書の編纂を超えて使用した証拠が見当たらないもの。

4. 物品及び文書であつて、データ主体又は第三者が国家保安機関によつて違法に奪取され、又は差し押さえられたもの。ただし、それが書類であるときは、連邦公文書館は文書として取得するために、複製物を作成することができる。

(3) この法律において、データ主体⁵とは、国家保安機関が、秘密情報収集を含む、特定の対象に向けられた情報収集活動又は偵察活動によつて情報を収集した人物をいう。ただし、次の各号に掲げる者には、第一文はこれを適用しない。

1. 情報の収集活動が国家保安機関のためのその活動の端緒及び示威、又はその管理のために留まるものである限りにおいて、国家保安機関の職員、及び

2. 情報の収集活動がその利益のための行動の端緒又は管理のために留まるものである限りにおいて、受益者。

(4) 国家保安機関の職員⁶とは、常勤及び非公式の職員であつて、次の各号に掲げるものをいう。

1. 常勤の職員とは、国家保安機関との間で正式な雇用又は勤務関係にあつた者、及び特殊任務に就いていた国家保安機関の幹部職員をいう。

2. 非公式協力者とは、国家保安機関に情報を提供することに自ら同意した者をいう。

(5) 国家保安機関の職員に関する規定は、次の各号に掲げる者に、これを準用する。

1. 国家保安機関の職員に対して、国家保安機関のための活動についての指示を与える法的又は事実上の権限を与えられていた者、及び

2. 人民警察刑事警察第一部の非公式協力者。
- (6) 受益者とは、次の各号に掲げる者をいう。
 1. とりわけ職業上又はその他の経済上の利益をもたらすことによって、国家保安機関から実質的な支援を受けていた者、
 2. 国家保安機関により、又はその措置に基づいて、刑事訴追を免除された者、
 3. 国家保安機関の認知、同意又は援助の下に、犯罪行為を促進し、準備し、又は実行した者。
 - (7) 第三者とは、国家保安機関の情報収集の対象となったその他の人物をいう。
 - (8) 国家保安機関の職員、受益者、データ主体又は第三者のいずれであるかは、個別の情報との関連において、個別に判断しなければならない。この判断は、当該情報が文書に記載された目的を基準として、これを行うものとする。
 - (9) 文書の使用には、文書の伝達、文書からの情報の提供及びその他の情報の処理並びに使用を含むものとする。別段の定めがない限り、非公的機関には宗教団体も含まれるもの但し書きがあるものとする条件の下で、連邦データ保護法第二条の定義を適用する。
 - (10) この法律において、個人情報とは、特定の又は特定可能な生存している個人又は死亡した個人の、個人的又は事実上の状況に関する個別の事項をいう。
 - (11) 匿名化とは、個人的又は事実上の状況に関する個別の事項が、特定の又は特定可能な自然人にもはや結びつけることが不可能であるか、又は不合理な時間、費用及び労力を投入しない限りは結びつけることが不可能になる方法によって、個人情報に変更を加えることをいう。

第二章 国家保安機関の文書の収集

第七条（国家保安機関の文書の発見、通知義務）

（1）すべての公的機関は、連邦公文書館が行う国家保安機関の文書の所在の調査及び当該文書の引取りを支援しなければならない。公的機関は、その任務の遂行に際して、国家保安機関の文書又はその写し、謄写又はその他の複製物があることを認め、又は偶然発見したときは、遅滞なくその旨を連邦公文書館に通知しなければならない。

（2）連邦公文書館は、国家保安機関の文書の存在を示す十分な証拠があるときは、公的機関との合意に基づき、その記録簿、文書庫及びその他の情報集積物を検査することができる。

（3）自然人及びその他の非公的機関は、国家保安機関の文書又はその写し、謄本若しくはその他の複製物を保有していることを認め次第、遅滞なく連邦公文書館にその旨を通知する義務を負う。

第八条（公的機関の引渡し義務）

（1）すべての公的機関は、連邦公文書館の要請に基づき、その保有する国家保安機関の文書を、写し、謄本その他の複製物を含めて、遅滞なく連邦公文書館に引き渡さなければならない。

（2）公的機関は、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定による目的拘束の範囲内におけるその業務の遂行のために文書を必要とするときは、当該文書の複製物を作成することができる。その任務の遂行に当たつての個別の場合において（当該文書原本が）必要不可欠となる場合に限り、文書原本を（当該公的機関の）保存文書とすることができる。この場合においては、要請に基づき、複製物を連邦公文書館に引き渡さなければならない。

（3）連邦及びラントの情報機関は、データ主体に関する文書の全部を、その代替文書の交付を受けることなく、連邦公文書館に引き渡さなければならない。

第九条（非公的機関の引渡し義務）

（1）すべての自然人及びその他の非公的機関は、国家保安機関の文書が当該自然人又はその他の非公的機関の所有に属するものでない限り、連邦公文書館の要請に基づき、遅滞なく、当該文書を連邦公文書館に引き渡さなければならない。（当該文書が）その所有に属することの証明責任は、当該自然人又はその他の非公的機関が負うものとする。文書が当該自然人又はその他の非公的機関が自ら作成したものであるとして第十条第四項の規定に該当するときは、当該自然人又はその他の非公的機関の所有に属するものと推定する。

（2）文書が連邦公文書館に引き渡されるときは、その写しその他の複製物も、連邦公文書館に引き渡さなければならない。

（3）すべての自然人及びその他の非公的機関は、連邦公文書館の要請に基づき、その所有に属する国家保安機関の文書を、写し、謄写又はその他の複製物の作成のために連邦公文書館に寄託しなければならない。

第十条（ドイツ社会主義統一党並びにそれに関連するその他の政党及び大衆組織の文書、並びに国家保安機関に関するその他の文書）

（1）連邦公文書館は、この法律に基づく任務を遂行するために、ドイツ社会主義統一党並びにそれに関連する旧ドイツ民主共和国の他の政党及び大衆組織の文書の種類、内容及び保存場所について、所管の機関からの報告を要請することができる。

（2）連邦公文書館は、〔前項に規定する〕文書の閲覧を要請することができる。また連邦公文書館は、その必要とする文書の探索についての協力を行うものとする。

（3）国家保安機関の活動に関連し、かつ、この法律に基づく〔連邦公文書館の〕任務の遂行のために必要な文書の複製物は、連邦公文書館の要請に基づき、これを連邦公文書館に対して引き渡さなければならない。この複製物は、第六条第一項の定

めるところにより、文書の構成部分となる。

(4) 第一項から第三項までの規定は、旧ドイツ民主共和国の他の公的又は非公的機関と国家保安機関との間において、国家保安機関の指令により、又はその要求若しくは指示の実施のために生じた協力関係を示すものであると認められる文書に、これを準用する。

第十一条（連邦公文書館による他の官庁の文書の返却及び引き渡し）

(1) 連邦公文書館は、この法律に基づいて保存する他の官庁の文書であつて、国家保安機関のつた措置、又は指示を示すものであることの証拠が見当たらないものについては、以下の各号に掲げる事由に該当するときは、これを所管の官庁に返却しなければならない。

1. 要請があるとき、又は

2. その任務の遂行に際して当該文書の存在を認めたととき。

連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。

(2) 連邦公文書館は、機密等級において秘密以上の指定⁷がなされた連邦及びラントの文書並びにそれらの情報機関の文書であつて、この法律の定めるところにより保存しているものを、連邦内務大臣及び所管のラント官庁に対して引き渡さなければならぬ。連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。政府間又は国際組織及び外国国家の文書であつて、機密等級において秘以上の指定がなされ、ドイツ連邦共和国が国際条約に基づいて不正な知得から保護する義務を負うものについては、機密保全の権限を有する国家保安の所管官庁である連邦内務大臣に引き渡さなければならぬ。

(3) この法律の定めるところにより連邦公文書館が保存する文書であつて、その全体又は一部が国家保安機関を構成し又は関連していた企業の施設、技術体系およびその敷地における環境負荷に関する文書は、請求に基づき、現に当該事項を処

理する権限を有する者に対して引き渡さなければならぬ。連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。

(4) 連邦公文書館は、この法律の定めるところにより保存する文書であつて、物件その他の物品、とりわけ見取図面、配電及び電話回線の図面を、現にそれらを処理する権限を有する者に引き渡さなければならぬ。連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。

(5) 国家保安機関の常勤の職員であつた者が公務員として採用され、又は継続して公務員として任用されているときは、この法律の定めるところにより連邦公文書館がその者について保存する人事文書は、必要な範囲において所管の人事記録の管理を行う機関に引き渡さなければならない。連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。

(6) 国家保安機関の職員であつた者が年金受給者であるときは、この法律の定めるところにより連邦公文書館がその者について保管する人事記録を、必要な範囲において年金支給主体に引き渡さなければならない。連邦公文書館は、その文書の複製物を作成することができる。

(7) 連邦公文書館法第五条から第七条までによる文書の提供および引渡しに関する定めは、影響を受けない。

第三章 国家保安機関の文書の使用

第一節 データ主体、第三者、国家保安機関の職員及び受益者の権利

第十二条（データ主体、第三者、国家保安機関の職員及び受益者に関する手続規定）

(1) 情報の告知、文書の閲覧又は文書の引渡し申請は、書面によって行わなければならない。次の各号に掲げる申請者は、公的または公証人による確認証によって本人であることを証明し、法律の定めるところにより代理人として申請を行うときは、その代理権の存在を証明しなければならない。この身分証明は、有効な身分証明書若しくは旅券を提示し、又はこれら

の書類の公的若しくは公証人による認証を受けた写しを送付することによって行わなければならない。申請が、代理人によって代理権を証明する書類を添えてなされたときは、当該代理人に対して情報の告知、文書の閲覧の許可及び文書の引渡しを行うものとする。

1. データ主体、第三者、〔国家保安機関の〕職員、受益者又は
2. 明示的に代理権が授与されているときは、それらの弁護士。

文書の閲覧を認められた者が、外部の助力を必要とするものであるときは、その者が信任する者を同伴させることができる。この助力の必要は、根拠を示して明らかにしなければならない。連邦公文書館は、特段の理由によって正当化されるときは、同伴者を認めないことができる。

(2) 連邦公文書館は、他の形式による情報の告知が適切であるときを除き、この告知を書面によって行わなければならない。この〔告知の形式の〕決定は、連邦公文書館の任務上の裁量に基づき、これを行うものとする。

(3) 情報の告知の申請の優先的な処理については、その特段の緊急の必要性が証明されなければならない。この緊急の必要性は、法的地位の回復、賠償、個人権の侵害の恐れに対する防衛又は国家保安機関に対する協力についての告発からの免責のために情報が必要な場合に、これを認めることができる。

(4) 文書の閲覧は、文書の原本又は複製物によつて、これを認めるものとする。文書に、当該申請者の個人情報に加えて他のデータ主体又は第三者の個人情報が含まれているときは、原本の閲覧は、次の各号に掲げるときに限り、これを認めるものとする。

1. 他のデータ主体又は第三者の同意があるとき、又は
2. 他のデータ主体又は第三者に関する情報を分離することが不可能であるか、又は不合理な負担を伴つてのみ可能であつて、かつ、他のデータ主体または第三者の保護すべき秘密保持に関する利益が優先されるべきものと認める理由がないとき。

これに該当しないときは、他のデータ主体又は第三者に関する個人情報^{が匿名化された複製物の閲覧をすることができ、}閲覧は（連邦公文書館シュタージ文書館の）全ての所在地において又は電子化された形式によって、これを行うものとする。

(5) 文書は、他のデータ主体又は第三者に関する個人情報^{が匿名化された複製物としてのみ、引き渡すことができる。}

(6) 閲覧および引き渡しの権利は、評価に必要な補助資料（第六条第一項第一号c）に及ぶものではない。他の文書を発見することができず、又は不合理な負担を伴うのみ発見しうるときにおいては、閲覧および引渡し^{の権利は、当該文書の評価に役立つものであつて、かつ当該申請者の個人情報を含む検索カードの複製物にも及ぶものとする。}

第十三条（データ主体及び第三者の情報の告知、閲覧及び引渡しの権利）

(1) データ主体は、その申請に基づき、その者についての、利用可能とされかつ編纂された文書に関する情報の告知を受けることができる。この申請には、文書の検索を可能にするための事項が含まれていなければならない。ただし、告知を請求する目的の記載は、これを要しない。

(2) この告知には、データ主体個人について利用可能とされ、かつ編纂された文書に関する記載及びその内容の重要部分の複製を含んでいなければならない。その情報の告知の最初においては、文書が利用可能であるか否か、及び、データ主体がこの文書を閲覧しうるか否かの通知に留めることができる。

(3) データ主体は、その申請に基づき、その者についての、利用可能とされかつ編纂された文書を閲覧することができる。

(4) データ主体は、その申請に基づき、文書の複製物の提供を受けることができる。この複製物においては、他のデータ主体又は第三者の個人情報^{は、匿名化されていなければならない。}

(5) データ主体についての、利用可能とされかつ編纂された文書であつて、当該データ主体が閲覧を認められ、又は複製物が交付されたものについて、当該データ主体に関する情報を収集し、利用し、又はその〔非公式〕協力者に対する指示を

行った国家保安機関の職員の暗号名が含まれているときは、当該データ主体に対して、その請求に基づき、国家保安機関の文書から明らかに推測できる限りにおいて、当該職員の氏名及びその他の識別のための情報を開示しなければならない。「文書に含まれる国家保安機関に対する」密告の内容が当該データ主体に不利益をもたらすものであるときは、第一項は、当該データ主体について書面による密告を行っていたその他の者に対しても適用する。職員及び密告者の氏名を秘匿される利益は、その氏名の開示を妨げるものではない。

(6) 第五項第一文及び第二文は、国家保安機関の職員または密告者が、当該データ主体に対する活動の時点で年齢十八歳に達していなかったときは、これを適用しない。

(7) 第一項から第六項までの規定は、申請者が情報を検索することを可能にする事項を示さなければならないという条件の下で、第三者についても準用する。情報の告知は、情報によって得られる利益として申請者が主張するものに対して、必要となる負担が合理的でないとは言えない場合に限り、これを行うものとする。

第十四条（削除）⁸

第十五条（行方不明者又は被殺害者の近親者の情報の告知、閲覧及び引渡しの特権）

(1) 近親者は、申請により、以下の各号に掲げる目的のために、情報の告知を受けることができる。

1. 行方不明又は被殺害者の法的地位の回復のため、
 2. 行方不明又は被殺害者の個人権の保護のため、とりわけ国家保安機関との協力関係に関する疑いを明らかにするため、
 3. 行方不明又は殺害の経緯を明らかにするため。
- 第三項に規定する近親者は、第一条第一項第一号に規定する他の正当な利益が存在することを、その根拠を示して明らかに

し、かつ、それによって保護に値する優越的利益が損なわれるのではないときにおいては、申請により、情報の告知を受けることができる。第一文又は第二文に基づく申請においては、「近親者は、」情報の告知を求めることの目的の根拠を示して明らかにするとともに、行方不明者又は被殺害者との関係を証明しなければならぬ。

(2) 第十三条第一項第二文及び第二項から第六項までは、これを準用する。

(3) 「第一項に規定する」近親者とは、配偶者、パートナー、子、孫、両親及び兄弟姉妹をいう。生物学上の父母に関して、国家保安機関が養子縁組の経緯又は生物学上の父母の身上に影響を与えたことが完全に否定され得ない場合においては、その養子及び養子の生物学上の父母も、これを近親者であるものとみなす。

(4) 三親等以内の親族が、第三項に規定する近親者がいないことを根拠を示して明らかにしたときは、これを近親者であるものとみなす。

(5) 第一項の規定は、行方不明者又は被殺害者が他にその意思を伝える方法を残し、又は他の状況からこれに反する意思を有していたことが明らかであるときは、これを適用しない。

第十六条（国家保安機関の職員の情報の告知、閲覧及び引渡しの特権）

(1) 国家保安機関の職員は、申請により、その者について保存されている文書に含まれる個人情報についての告知を受けることができる。

(2) 前項の告知には更に、活動の種類と範囲、報告対象者の範囲、報告実施の頻度についての記載も、これに含めることができる。

(3) 「国家保安機関の」職員に対しては、申請に基づき、その者について保存されている文書の閲覧を許可することができる。この場合においては、第十二条第四項第二文第二号は、これを適用しない。

(4) 「国家保安機関の」職員は、法的利害関係があることの根拠を示して明らかにしたときは、申請に基づき、その作成した報告書についての情報の告知を受け、及び、当該報告書を閲覧することができる。ただし、データ主体または第三者の秘密保持のための正当な利益がこれに優先するときは、この限りではない。

(5) 「国家保安機関の」職員は、申請に基づき、その者について保存されている文書の複製物の引渡しを受けることができる。この複製物においては、データ主体又は第三者の個人情報、匿名化されていなければならない。

第十七条（受益者の情報の告知、閲覧及び引渡しの特権）

(1) 第十六条第一項、第三項及び第五項の規定は、受益者の情報の告知、文書の閲覧及び文書引渡しの特権について、これを準用する。

(2) 受益者は、情報の検索が可能であるように、その有する情報を提供しなければならない。

(3) 第一項の規定は、権限を有する連邦最高官庁又はラント官庁が、連邦公文書館に対して、情報の告知、文書の閲覧の許可又は文書の引渡しを、重要な公共の利害のために差し控えるべきである旨を宣言した場合には、これを適用しない。

第十八条（国家保安機関に引き渡された裁判所及び検察庁の資料の情報の告知、閲覧及び引渡しの特権）

この法律に基づき連邦公文書館が保存する裁判所および検察庁の資料については、その情報の告知並びに文書の閲覧及び文書の引渡しについて、第十二条第四項から第六項まで、第十三条、第十五条から第十七条まで及び第四十三条に代えて、それぞれの法律で定める手続規定を適用する。

第二節 公的機関及び非公的機関による国家保安機関文書の使用

第十九条（公的機関および非公的機関による文書の使用請求、手続規定）

（1）連邦公文書館は、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条に定めるところにより使用に供することが許される限りにおいて、公的機関及び非公的機関に対して情報の通知を行い、閲覧を認め、及び文書を引き渡さなければならぬ。第二十条第一項第六号cからhまで、同項第七号bからfまで及び第二十一条第一項第六号cからhまで及び同項第七号bからfまでに定める場合において、一九七五年十二月三十一日以降に国家保安機関又は外国の諜報機関のための非公式の活動が存在したことを示す証拠がないときは、通知、閲覧承認及び引渡しは、これを行わないものとする。第二文は、〔国家保安機関又は外国情報機関の〕職員が非公式の活動に関連して罪を犯し、又は人間の尊厳及び法治国の諸原則に違反したことを示す根拠が文書において認められる場合には、これを適用しない。

（2）〔文書使用の〕請求は、任務を遂行する責任のある公的機関が連邦公文書館に対してこれを行うことができる。非公的機関を代表して請求を行う者は、その法的根拠を示して、その請求を行う権限を書面で証明しなければならない。

（3）連邦公文書館は、情報の通知、閲覧又は引渡しの請求について、許容される使用目的のために必要であるか、受領者の職務の範囲内のものであるか、及び、〔請求において〕示された目的のために使用がいかなる程度において必要であるかについて、審査を行う。裁判所、検察庁及び検察庁の補助機関として活動する限りにおける警察官庁による請求については、連邦公文書館は、その理由があると認める限りにおいては、適法性のみについての審査を行う。

（4）連邦公文書館は、他の形式による情報の通知が適切であるときを除き、この通知を書面によつて行わなければならない。この〔通知の形式の〕決定は、連邦公文書館の任務上の裁量に基づき、これを行うものとする。

（5）情報の通知の請求の優先的な処理については、その特段の緊急の必要性が証明されなければならない。この緊急の必要性は、次の各号に該当する場合に認められる。

1. 地位の回復、賠償、人格権侵害の危険に対する防御、または国家保安機関に対する協力の嫌疑を晴らす目的で、当該通

知が必要であるとき。

2. 旧ドイツ民主共和国及びその領土に拠点を置いていた旧法的主体の財産、並びに〔計画経済下の〕商業の調整に組み込まれた財産を明確化し、把握し、保全するために必要であるとき。

3. 第二十条第一項第六号、第七号、第十一号及び第十二号、並びに第二十一条第一項第六号から第九号までに定める個人の審査に必要であるとき。

4. 第二十三条第一項第一文第一号 a 及び b 並びに同項第二号に定める刑事訴追および危険防御に必要であるとき。

(6) 閲覧は、情報の通知では〔目的のために〕十分でない場合に、これを認めるものとする。第十二条第四項の規定は、申請者を請求機関と読み替えた上で、これを準用する。

(7) 文書は、請求機関が、通知及び閲覧では〔目的のために〕十分ではなく、又は閲覧が不合理な負担を伴うものであることを立証したときは、これを引き渡すものとする。文書の原本は、それが立証の目的に特段の必要がある場合に限り、これを引き渡すことができる。文書は、使用の目的のためにはや必要でなくなったときは、遅滞なく連邦公文書館に返却されなければならない。当該文書が請求に関係する個人の個人情報以外に他のデータ主体又は第三者の個人情報を含むものであるときは、第十二条第四項第二文及び第三文を準用する。

(8) 第二十条第一項第六号、第七号、第十一号及び第十二号並びに第二十一条第一項第六号から第九号までに定める場合において、次の各号に該当するときは、情報の通知、閲覧または引渡しは、これを行わないものとする。

1. 旧ドイツ民主共和国の軍隊における法律で定められた兵役又は国家保安省以外での兵役に相当する役務の履行中の活動に関する情報であつて、その〔履行の〕過程で個人情報提供されず、かつ、役務の終了後に活動が継続されなかったもの、又は、

2. 編纂された文書の内容から、〔国家保安機関への〕協力が義務付けられていたにも関わらず、情報が提供されていない

ことが明らかであるもの。

第三項第一文は、影響を受けない。

第二十条（公的機関及び非公的機関によるデータ主体または第三者の個人情報を含まない文書の使用）

（1）文書は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含んでいない限りにおいて、次の各号に定める目的のために必要な範囲において、公的機関及び非公的機関が使用することができる。

1. データ主体、行方不明者及び被殺害者の法的地位の回復、賠償、被收容者支援法に基づく給付のため、
2. 人格権の保護のため、
3. 行方不明者及び原因不明の死亡者についての経緯の究明のため、
4. 年金資格停止法に基づく年金給付の停止及び同法が準用される給付の減額、撤回又は停止のため、
5. 旧ドイツ民主共和国及びその領域に拠点を置いていた旧法人の財産、商業調整領域に譲渡された財産の究明、差押え並びに保全のため、
6. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、個人の審査に関する規定に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、以下に掲げる者の審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでない場合に限る。
 - a. 連邦政府またはラント政府の構成員、及びその他公法上の職務関係にある者、
 - b. 議員、地方議会の議員、地方自治体の選挙によって選出される吏員及び名誉職の市長、並びに市町村における代表者に準じる地位にある者、
 - c. 官吏であつて、任意に一時的に退官することが認められている者、及びそれに準ずる機能を担う職員、

d. 公的機関の職員であつて、A 九級・俸給表 E 九等級又はそれ以上の級・俸給等級に属する者で、第七号に定める場合を除き管理的権限を行使する者、並びに、公的機関が出資額における絶対多数を占め、又は公的議決権の絶対多数を保有する機関においては、公的機関が指名する代表組織及び監査組織の構成員。さらに、旧ドイツ民主共和国の国家保安省のための常勤または非公式での活動が疑われる事実が認められるときは、公務に従事する全ての職員を審査の対象とすることができ。

e. 職業裁判官及び名誉裁判官、

f. A 十三級又はそれ以上の職位にある軍人であつて管理的権限を行使する者、並びに幕僚将校であつて、国内外を問わず多方面において、又は駐在武官若しくはその他の国外の職務において、対外的に大きな影響力を有する職位に配属された者、

g. ドイツオリンピックスポーツ連盟、その傘下組織及びオリンピックアセンターの理事会及び執行委員会の構成員並びに指導的地位にある職員、国際機構におけるドイツのスポーツの代表者及びドイツ代表チームの構成員に対するトレーナーや監督責任者、

h. a から g までに当てはまる役職、職務及び採用に応募する者。

ただし、判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。

7. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、個人の審査に関する規定に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、次に掲げる者の審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでない場合に限る。

a. ドイツ連邦議会のドイツ社会主義統一党独裁犠牲者のための連邦全権委託委員、及びドイツ連邦議会のドイツ社会主義統一党独裁犠牲者のための連邦全権委託委員の下に置かれる職員、

- b. ドイツ社会主義統一党独裁及び共産主義的独裁の結果の検証のためのラント全権受任官及びその職員、
 - c. 第三十九条に規定する諮問委員会の委員及び連邦公文書館の職員、ただし、その者が担任する任務又はその実際に遂行する職務の範囲において国家保安機関文書を取り扱う場合に限る、
 - d. 刑事法上、行政法上並びに職業上の名誉回復法に基づく申請書の処理に従事する公的機関の職員である者、
 - e. 国家保安機関又は旧ドイツ民主共和国若しくは旧ソビエト占領地域における支配機構の活動の検証に関わるその他の機関の職員、名誉職従事者及び委員会の構成員、
 - f. 前号までに当てはまる役職、職務及び採用に応募する者。
- ただし、判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。
8. 武器法、連邦狩猟法、火薬物法、戦争兵器取締法及び外国貿易法に基づく免許の付与又は撤回の手続のため、ただし、当該文書が国家保安機関の職員であった者の個人的な信頼性の根拠を示すものである場合に限る。
 9. 国家保安機関の職員であった者の在職期間の認定、年金の支給及び移管のため、
 10. 叙勲に関する事項のため、
 11. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、連邦およびラントの保安審査法に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、個人に対する保安審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関するものでない場合に限る。判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。
 12. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、航空保安法第七条、原子力法第十二条第二項第三文、並びに原子力法に基づく信頼性審査令第五条第一項第六号及び第七条第三項第三号に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、個人に対する信頼性審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための

活動に関係するものでない場合に限る。判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。

(2) 第二十六条の規定は、影響を受けない。

(3) 第一項第六号に掲げる目的のための使用は、二〇三〇年十二月三十一日以降においては、これを認めないものとする。それ以前の審査に関連して請求を行った官庁に属することになった告知及び通知に関する文書は、連邦公文書館、管轄のラント公文書館若しくは自治体公文書館、又は、それがドイツ連邦議会議員に関するものである場合にはドイツ連邦議会文書館に引き渡さなければならぬ。

第二十一条（公的機関および非公的機関によるデータ主体又は第三者の個人情報を含む文書の使用）

(1) 文書は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含んでいる限りにおいて、次の各号に定める目的のために必要な範囲において、公的機関及び非公的機関が使用することができる。

1. データ主体、行方不明者及び被殺害者の法的地位の回復、賠償、被収容者支援法に基づく給付のため、
2. 人格権の保護のため、
3. 行方不明者及び原因不明の死亡者についての経緯の究明のため、
4. 年金資格停止法に基づく年金給付の停止及び同法が準用される給付の減額、撤回又は停止のため、
5. 旧ドイツ民主共和国及びその領域に拠点を置いていた旧法人の財産、商業調整領域に譲渡された財産の究明、差押え並びに保全のため、
6. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、個人の審査に関する規定に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、次に掲げる者の審査を行うため。ただし、この判定が第二十条に定める文書によつてはできないときであつて、かつ、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでない場合に限る。

- a. 連邦政府またはラント政府の構成員、及びその他公法上の職務関係にある者、
 - b. 議員、地方議会の議員、地方自治体の選挙によって選出される吏員及び名誉職の市長、並びに市町村における代表者に準じる地位にある者、
 - c. 官吏であつて、任意に一時的に退官することが認められている者、及びそれに準ずる機能を担う職員、
 - d. 公的機関の職員であつて、A九級・俸給表E九等級又はそれ以上の級・俸給等級に属する者で、第七号に定める場合を除き管理的権限を行使する者、並びに、公的機関が出資額における絶対多数を占め、又は公的議決権の絶対多数を保有する機関においては、公的機関が指名する代表組織及び監査組織の構成員。さらに、旧ドイツ民主共和国の国家保安省のための常勤または非公式での活動が疑われる事実が認められるときは、公務に従事する全ての職員を審査の対象とすることができる。
 - e. 職業裁判官及び名誉裁判官、
 - f. A十三級又はそれ以上の職位にある軍人であつて管理的権限を行使する者、並びに幕僚将校であつて、国内外を問わず多方面において、又は駐在武官若しくはその他の国外の職務において、対外的に大きな影響力を有する職位に配属された者、
 - g. ドイツオリンピックスポーツ連盟、その傘下組織及びオリンピアセンターの理事会及び執行委員会の構成員並びに指導的地位にある職員、国際機構におけるドイツのスポーツの代表者及びドイツ代表チームの構成員に対するトレーナーや監督責任者、
 - h. a からgまでに当てはまる役職、職務及び採用に応募する者。
- ただし、判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。
7. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、個人の審査に関する規定に基づき、文

書に含まれる知見に依拠して、次に掲げる者の審査を行うため。ただし、この判定が第二十条に定める文書によってはできないときであつて、かつ、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでない場合に限り。

- a. ドイツ連邦議会のドイツ社会主義統一党独裁犠牲者のための連邦全権委託委員、及びドイツ連邦議会のドイツ社会主義統一党独裁犠牲者のための連邦全権委託委員の下に置かれる職員、
 - b. ドイツ社会主義統一党独裁及び共産主義的独裁の結果の検証のためのラント全権受任官及びラント全権受任庁の職員、
 - c. 第三十九条に規定する諮問委員会の委員及び連邦公文書館の職員、ただし、その者が担任する任務又はその実際に遂行する職務の範囲において国家保安機関文書を取り扱う場合に限り、
 - d. 刑事法上、行政法上並びに職業上の名誉回復法に基づく申請書の処理に従事する公的機関の職員である者、
 - e. 国家保安機関又は旧ドイツ民主共和国若しくは旧ソビエト占領地域における支配機構の活動の検証に関わるその他の機関の職員、名誉職従事者及び委員会の構成員、
 - f. 前号までに当てはまる役職、職務及び採用に応募する者。
- ただし、判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。
8. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、連邦およびラントの保安審査法に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、個人に対する保安審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでない場合に限り。判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。
 9. 国家保安機関のために常勤又は非公式に活動を行ったか否かを判定するために、航空保安法第七条、原子力法第十二条第二項第三文、並びに原子力法に基づく信頼性審査令第五条第一項第六号及び第七条第三項第三号に基づき、文書に含まれる知見に依拠して、個人に対する信頼性審査を行うため。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための

活動に係るものでない場合に限る。判定は外国の情報機関のための活動についても、その根拠とすることができる。

(2) 第五条第一項に基づく特別の使用禁止は、影響を受けない。

(3) 第一項第六号に掲げる目的のための使用は、二〇三〇年十二月三十一日以降においては、これを認めないものとする。それ以前の審査に関連して請求を行った官庁に属することになった告知及び通知に関する文書は、連邦公文書館、管轄のラント公文書館若しくは自治体公文書館、又は、それがドイツ連邦議会議員に関するものである場合にはドイツ連邦議会議文書館に引き渡さなければならぬ。

第二十二條（議会の調査委員会の目的による文書の使用）

(1) 基本法第四十四条第一項および第二項に基づく議会の調査委員会の証拠取得の権利は、国家保安機関の文書にも及ぶものとする。

(2) 第一項の規定は、各ラントの議会の調査委員会に準用する。

第二十三條（刑事訴追及び危険防衛の目的による文書の使用）

(1) 文書は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含んでいる限りにおいて、次の各号に定めるところにより、必要な範囲内で使用することができる。

1. 以下の罪についての訴追のため、

a. 旧ドイツ民主共和国の体制に関連する犯罪行為、とりわけ国家保安機関、その他の保安、刑事訴追及び刑執行機関並びに裁判所の権限行使に関連する犯罪行為。

b. 刑法典第二百一十一條、第二百十二條、第二百三十九 a 條、第二百三十九 b 條、第三百六條から第三百六 c 條まで、第

三百七条から第三百九条まで、第三百十三條、第三百十四條及び第三百十六c條に該当する罪並びに以下に掲げる罪

aa. 国際刑法典第六條の罪、

bb. 武器法第五十一條、第五十二條第一項第一号並びに第二号c及びd、第五項並びに第六項の罪、

cc. 戦争兵器取締法第二十條第一項及び第二項、第二十二a條第一項から第三項との関連における同法第十九條第一項から第三項まで、並びに第二十條第一項及び第二項の罪、

dd. 麻薬取締法第二十九條第三項第二文第一号、第二十九a條第一項第二号、並びに第三十條第一項第一号及び第二号の罪、

ee. 麻薬取締法第三十條第一項第四号の罪、ただし、行為者が商業的な取引を行い、又は暴力集団の一員として行動した場合に限る。

c. 国家社会主義体制に関連する罪、

d. この法律の第四十四條に規定する罪。

2. 公共の安全に対する差し迫った重大な危険を回避するため、とりわけ差し迫った犯罪行為の防止のため。

第五條第一項は、これを適用しない。刑事訴訟法に規定する証拠法則は、影響を受けない。

(2) その他の文書は、刑事事件における法的援助の場合を含むその他の犯罪の訴追、及び、航行の安全に対する重大な危険の防止、とりわけ犯罪行為の防止に必要な限りにおいて、使用することができる。

第二十四條（国家保安機関に引き渡された裁判所及び検察庁の資料の使用）

(1) この法律の定めるところにより連邦公文書館が保存する裁判所及び検察庁の資料の使用については、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十五條から第三十條まで及び第四十三條に代えて、それぞれの法律で定める手続規定を適

用する。第五条第一項は、第二十三条第一項第一号に定める刑事犯罪に関係するものである限りで、適用されない。

(2) 連邦公文書館は、要請に基づき、第一項第一文に掲げる文書を、裁判所、検察庁及び検察庁の補助機関として活動する限りにおける警察官庁に対して引き渡さなければならない。文書は、その使用目的のためにもはや必要とされなくなつたときは、遅滞なく返還されなければならない。

第二十五条 (情報収集目的による文書の使用)

(1) 文書は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含んでいる限りにおいて、情報機関によって、又は情報機関のために、これを使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる個人情報が記載されている文書は、その限りではない。

1. 連邦、ラント又は同盟国の情報機関の職員の個人情報であつて、その職員または情報機関の保護のためにその使用が必要であるもの、

2. その他の情報機関の職員の個人情報であつて、防諜のためにその使用が必要であるもの。

(2) 次の各号に掲げる情報を含む文書は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含んでいない限りにおいて、連邦及びラントの情報機関によって、又はそれらの情報機関のために、法律に定めるそれらの任務の枠内において使用することができる。また同盟国の情報機関によって、又はそれらの情報機関のために使用することができる。

1. 連邦憲法擁護法の意味におけるスパイ活動又は防諜活動、

2. 連邦憲法擁護法の意味における暴力的過激主義又はテロリズムの分野。

(3) 第一項第二文の場合、第五条第一項は影響を受けない。

(4) 第一項第二文及び第二項の場合において、連邦公文書館における文書の保存が連邦又はラントの利益を害するとき、連邦内務大臣は、代替文書の交付をすることなく当該文書の引渡しを命ずることができる。この命令には、連邦の情報活動

の議会統制に関する法律に定める議会統制委員会の同意を必要とする。

(5) 前項までのほか、第二十六条に規定する文書は、情報機関によって、又は情報機関のために、法律に定めるその任務の枠内において、使用することができる。

第二十六条（業務指示書、組織図及びその他の文書の使用）

(1) 国家保安機関の指令、業務指示書、組織図および職務計画は、それがデータ主体又は第三者の個人情報を含むものでない限り、他の目的のためにも使用することができる。国家保安機関の物件その他の物品の図面及び目録、とりわけ見取図面、配電及び電話回線の図面についても、これと同様とする。

(2) 自然人に関して特に作成されたものではない文書も、それが重要で保護に値する個人情報が含まれていない限りにおいて、他の目的に使用することができる。

第二十七条（公的機関の請求によらない通知）

(1) 連邦公文書館は、この法律に基づく任務を遂行する場合において、次の各号に掲げる者について、国家保安機関のための常勤又は非公式の活動についての確認を行う。

1. 第二十条第一項第六号 a 又は b に基づく職務又は機能を行使用する者、

2. 第二十条第一項第七号 a に定める職位にある者、

3 から 7 まで 削除。

8. 第二十条第一項第四号又は又は第二十一条第一項第四号に基づき、その業務のために文書の使用が認められている者。この〔活動の〕存在を確認したときは、連邦公文書館は、所管官庁にその旨を報告するものとする。

(2) 連邦公文書館は、この法律に基づく任務を遂行する場合において、以下の各号に掲げる事項について、確認を行う。

1. 国家保安機関の業務に関連して行われた犯罪行為、
2. 第二十三条第一項第一号bに定める犯罪行為、
3. 公共の安全に対する重大な危険、

4. 第二十条第一項第五号及び第二十一条第一項第五号の意味における財産の存在。

この〔事項の〕存在を確認したときは、連邦公文書館は、所管官庁にその旨を報告するものとする。

(3) 連邦公文書館は、この法律に基づく任務を遂行するに際して、その保存する文書に、連邦憲法擁護法の意味における偵察活動、防護活動、暴力的過激主義又はテロリズムに関する情報が含まれていることが判明したことを確認したときは、自発的にその旨を連邦内務大臣に報告しなければならない。

(4) 第一項から第三項までの規定による通知は、請求に応じてなされる範囲内においてのみ、これを行うことができる。

第二十八条 (削除)¹⁰

第二十九条 (目的拘束)

(1) 第十九条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十七条に基づいて伝達された個人情報、その伝達された目的のためにのみこれを処理し、及び使用することができる。他の目的のために処理または使用することができるのは、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の要件を満たす限りにおいてである。

(2) 第一項第二文に基づくデータ主体または第三者の個人情報の別の目的での処理または使用については、連邦公文書館の同意を必要とする。

(3) 第一項及び第二項は、第八条第二項に基づき公的機関が保有する文書に含まれる個人情報に準用する。

第三十条（送信に関する通知）

(1) 第二十一条および第二十七条第一項に基づき、データ主体に関する個人情報に連邦公文書館により伝達されるときは、当該データ主体は、伝達された情報の性質およびその受信者について通知されなければならない。

(2) データ主体が通知以外の手段によって伝達の事実を知ったとき、又はその通知が不合理な負担を伴ってのみ可能であるときは、当該通知を行う義務はないものとする。

(3) 権限を有する連邦最高官庁又はラント最高官庁が、連邦公文書館に対して、通知を開示することが公共の安全を脅かし、又はそれが連邦若しくはラントの利益に対する侵害をもたらすものと決定した期間においては、当該通知は、これを行ってはならない。

第三十一条（連邦公文書館の決定に対する官庁の申立てによる司法審査）

(1) 連邦公文書館が、官庁による通知、閲覧又は引渡し請求を拒否したときは、高等行政裁判所は、当該官庁の申立てに基づき、口頭審理を行った上で、決定によってこの拒否の適法性を判断する。この決定には異議を申し立てることはできない。予審手続は、これを行わない。管轄裁判所は、ベルリン・ブランデンブルク高等行政裁判所とする。

(2) 裁判長は、特別の理由があるときは、資料若しくはその一部の閲覧、抄本及び複製物の作成若しくは発行を差止め、又は制限することができる。この決定と、行政裁判所法第九十九条第二項に基づく文書提出の義務付けに関する高等行政裁判所の決定については、異議を申し立てることはできない。上記に定めるほか、関係人は資料の閲覧により知り得た事実について、秘密保持義務を負う。

第三節 国家保安機関文書の政治的及び歴史的検証並びに報道及び放送のための使用

第三十二条（政治的・歴史的検証のための文書の使用）

（1）連邦公文書館は、国家保安機関又は旧ドイツ民主共和国若しくは旧ソビエト占領地域における支配機構の活動の検証を目的とした研究及び政治教育の目的のために、申請に基づき、次の各号に掲げる文書を使用することができる。

1. 個人情報を含まない文書。
2. 個人情報情報を匿名化して作成された文書の複製物。ただし、情報が既に公になっているときはこの限りではない。
3. 以下の個人情報を含む文書。

— 国家保安機関の職員の個人情報。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものではないものに限る。

— 国家保安機関の受益者の個人情報。

4. 現代史上の人物、政治的権能を有していた者又は政治上の役職に就いていた者の個人情報を含む文書。ただし、現代史におけるその役割、機能又は役職に関連する情報に関連するものに限る。

5. 「その使用について」利害関係を有する個人の書面による同意が得られたときは、その他の個人情報を含む文書。ただし、当該同意は、「使用の」申請者、意図及び実施者を明らかにされた上でなされるものでなければならない。

6. 既に死亡した者であって、その死亡が三十年より前であるものの個人情報が含まれる文書。ただし、この保護期間は、学術研究の意図又は正当な利益の実現のために必要であり、かつ、保護に値する優越的な利益が侵害されるものでないときは、これを十年に短縮することができる。死亡の年が明らかでなく、または不当な負担を伴ってのみ明らかにしうるときにおいては、保護期間は「個人情報の主体の」出生から一一〇年の経過によって終了するものとする。第一号から第五号まで

の規定は、これによる影響を受けない。

7. 前号までに定める次の個人情報を含む文書であつて、次に掲げるもの。

a. 大学、その他の研究機関、並びにドイツ社会主義統一党による独裁及び共産主義的独裁の結果に関する究明を行うラントの全権受任官における学術研究事業の遂行、又はドイツ連邦議会の社会主義統一党の独裁による犠牲者のための連邦全権受任官及び連邦全権受任機関がドイツ連邦議会を通じて要請する鑑定書、報告書並びに意見書の作成のために必要であるもの。

b. この目的のために、匿名化された情報を使用することが不可能であつて、又は匿名化のために不合理な負担を伴うもの。

c. 当該情報の受領者が公務員又は職務義務法〔非公務員に対する正式な職務の義務付けに関する法律〕に基づき正式に職務を義務付けられた者であるもの。

第一文第三号、第四号及び第七号に定める個人情報を含む文書は、それを使用することによって当該文書に記載のある人物の保護に値する優越的な利益が侵害されるのでない限りにおいてのみ、使用に供することができる。利益調整に際しては特に、当該情報の収集が人権侵害に基づくものであることが明白であるかどうかを考慮しなければならない。

(2) 第二条第二項第三号bからdまでに定めるところにより特別保存とされている文書は、連邦内務大臣の同意がある場合限り、これを使用することができる。

(3) 個人情報とは、次の各号に掲げる場合にかぎり、これを公開することができる。

1. 既に公になつているもの。

2. 次に掲げる事項に関する情報。

— 国家保安機関の職員。ただし、年齢十八歳に達する前における国家保安機関のための活動に関係するものでないものに

限る。

—又は、国家保安機関による利益の受益者。

3. 現代史上の人物、政治的権能を有していた者又は政治上の役職に就いていた者に関する情報。ただし、現代史におけるその役割、機能または役職に関連するものに限る。

4. 公開される個人情報主体である個人が同意しているもの。

5. 既に死亡した者であつて、その死亡が三十年より前であるものに関する情報。ただし、この保護期間は、学術研究の意図又は正当な利益の実現のために必要であり、かつ、保護に値する優越的な利益が損なわれるものでないときは、これを十年に短縮することができる。死亡の年が明らかでなく、または不当な負担を伴つてのみ明らかにしうるときにおいては、保護期間は「個人情報主体の」出生から一一〇年の経過によつて終了するものとする。第一号から第四号までの規定は、これによる影響を受けない。

第一文第二号及び第三号に定める個人情報の公開によつて、当該情報の主体である人物の保護に値する優越的な利益を侵害してはならない。利益調整に際しては特に、当該情報の収集が人権侵害に基づくものであることが明白であるかどうかを考慮しなければならぬ。第一文第五号に定める個人情報は、その公表が「死亡した者の」周囲の個人の保護に値する優越的な利益を侵害しないものである限りにおいて、公開することができる。

(4) 第一項及び第三項は、国家社会主義の過去に関する政治的及び歴史的検証の目的について準用する。

第三十二a条(通知)

(1) 第三十二a条第一項第一文第四号に定めるところにより文書が使用可能とされるときにおいては、これに利害関係を有する個人は、当該文書が使用可能とされることについての異議を申し立てることができるように、事前に適切な時間を置く

て、当該情報の内容について通知されなければならない。連邦公文書館は、第三十二条第一項に基づいて行う利益調整において、この異議を考慮しなければならない。「利害関係を有する個人の」同意が得られなかったときは、調整の結果の通知から二週間後においてのみ、文書を使用することができる。

(2) データ主体である個人の保護されるべき利益に対する侵害が発生しないと認められ、又は通知が不可能若しくは不合理な負担を伴うのみ可能であるときは、当該通知は、これを省略することができる。

第三十三条（手続）

(1) 研究及び政治教育の目的のために、文書は、全ての場所において又は電子化された形式で閲覧に供される。

(2) 閲覧は、文書の重要性又は保存状態を理由として、これを複製物の閲覧に制限することができる。

(3) 文書の閲覧が許可されている限りにおいて、請求に基づき文書の複製物の引き渡しをすることができる。ただし、第三十二条第一項第一文第七号の場合については、この限りではない。

(4) 第三項の定めるところにより引き渡された複製物については、受領者は他の目的のために使用し、又は他の機関に開示してはならない。

(5) 未編纂の文書の閲覧は、これを認めないものとする。

第三十四条（報道機関、放送、映画による文書の使用）

(1) 第三十二条から第三十三条までの規定は、報道機関、放送、映画、それらを補助する企業及びそれらのために報道と編集の業務を行う者による文書の使用について準用する。

(2) 連邦法律に基づく放送機関による個人情報公表について、その公表の対象となった個人の反論がなされたときは、

この反論は、当該個人情報に添付され、それとともに保存されなければならない。この〔個人〕情報は、この反論を伴う場合に限り、再度公表することができる。

第四章 個別規定

第三十五条から第三十七条まで（削除）¹¹

第三十七 a 条（国家保安機関の職員の雇用）

国家保安機関の職員であつた者の連邦公文書館における雇用は、その者が担任する任務又はその実際に遂行する職務の範囲において国家保安機関文書を取り扱うものである限りにおいて、第二文の定める条件の下で、これをしてはならない。二〇一一年十二月三十一日の時点で旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書に関する連邦全権受任庁に雇用されていた国家保安機関の職員であつた者は、その個別の事情に照らして合理的と認められるときにおいては、その能力に応じ、かつ社会的利害関係に対する配慮の上で、連邦の行政機関内における同等の官職に異動させるものとするが、採用時の考査に対して、国家保安機関のための活動を秘匿していた場合には、この限りではない。この〔異動の〕適切性の評価に際しては、当該職員の同等の職務の内容に対する利害、並びにその個人及び家族の状況が特に考慮されなければならない。

第三十八条（ラントの全権受任官）

（1）連邦公文書館は、ドイツ社会主義統一党による独裁及び共産主義的独裁の結果に関する究明を行うラントの全権受任官に対して、この法律第三章に定める文書の使用に際してのラントに固有の特則について、意見を述べる機会を与えるもの

とする。

(2) ラント法律は、ドイツ社会主義統一党による独裁及び共産主義的独裁の結果に関する究明を行うラントの全権受任官が、関係人による第十三条から第十七条までに定める権利の行使に際して、助言を行うべきことを規律することができる。第十二条に定める手続の完結後の精神的・社会的助言についても、この権限の範囲とすることができる。

第三十九条 (諮問委員会)

(1) 連邦公文書館に設置するシュタージ文書館への移行の過程に立ち会い、及び、国家保安機関文書に関係する事項について連邦公文書館に対する助言を行わせるため、諮問委員会が設置されるものとし、この諮問委員会はその設置会合から五年間が経過するまで存続するものとする。諮問機関は次の各号に掲げる者によって構成される。

1. ベルリン、ブランデンブルク、メクレンブルク＝フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン＝アンハルト及びテューリッゲンの各ラント政府によって指名された者 六名
2. ドイツ連邦議会によって任命された者 三名
3. 文化・メディアを所管する連邦最高官庁によって指名された者 三名、ただし、このうち一名は、旧ドイツ民主共和国

の共産主義的専制の犠牲者団体又は国家による抑圧支配に利害関係を有する者によって結成される団体若しくは協会に所属していることを要する。

(2) 連邦公文書館は、国家保安機関の文書に関係する基本的事項又はその他の重要事項を諮問委員会に報告し、これらの事項について協議を行わなければならない。

(3) 諮問委員会の構成員は、その任命の時から、公表されていない個人情報及び業務上知り得たその他の機密情報について、秘密を保持することを義務付けられる。この秘密保持義務は、諮問委員会の構成員でなくなった後も引き続き課せられるも

のとする。

(4) 諮問委員会は、連邦公文書館の同意を必要とする執務規則を定めるものとする。

第四十条（文書を保護するための措置）

(1) 連邦公文書館は、不正なアクセスから文書を保護するために必要な組織的及び技術的な措置を講じるものとする。

(2) 次の各号に掲げる事項は、特に考慮しなければならない。

1. 連邦公文書館の職員は、その担任する任務の範囲内に限り、文書およびデータ処理システムにアクセスすることが可能であり、かつ、文書に対するアクセスごとに、その理由とともに記録がなされること。
2. 記録資料の検索情報の不正な作出、情報の不正な入力、並びに、保存された情報の不正な閲覧、変更及び消去が防止されること。
3. 処理の完結後、少なくとも十年が経過するまでは、いかなる文書又は文書からのいかなる情報が、どの時点で、いかなる人に対して発せられ、若しくは伝達されたのが記録されていること。
4. いかなる情報が、いかなる時点においてデータ処理システムに入力されたかについて、事後的に確認及び検証することが可能であること。
5. 国家保安機関の文書が保存されている建物が、不正な侵入から保護されていること。
6. 資格を有しない者が、記録資料及び文書からの情報が処理されるデータ処理システムにアクセスすることができなくなっていること。
7. 文書が不正に読み取られ、複写され、変更され、廃棄され、又は消去され得ないこと。
8. 文書及び記録媒体が、輸送に際して不正に読み取られ、複写され、変更され、抹消され、又は廃棄され得なくなっていること。

ること。

9. 内部の組織が全体としてデータ保護の特別な要件に適合するように形成されていること。

第四十一条 (自動化された手続、委託による情報の処理)

(1) 連邦公文書館は、その任務の遂行のために必要な範囲においてのみ、国家保安機関の文書からの個人情報情報を自動化された手段によって処理することができる。

(2) 伝達することを目的として、自動化された情報抽出の手続を設けることは、これを認めないものとする。第二条第二項第五号はこれによって影響を受けない。

(3) 文書からの情報の処理を目的とする契約の締結は、連邦公文書館における処理がその自己の手段によっては不可能又は不合理な負担を伴うのみ可能となる場合であつて、契約に基づいて処理を行う者がこの情報の取扱いに適した能力を有する事についての特段の考慮に基づき選定され、かつ、連邦公文書館の指示に従つてのみ情報の処理を行うことが確保される場合に限り、認められるものとする。

第五章 終末規定

第四十二条 (手数料及び費用)¹²

(1) 第十三条及び第十五条から第十七条までに基づいて個々にその効果が帰属する公的役務については、第二十条及び第二十一条から第二十六条までと関連する第十九条並びに第三十二条及び第三十四条による非公的機関に対して、行政経費に充てるために、手数料及び費用を徴収する。この手数料は、行政行為が撤回され又は取り消され、個々にその効果が帰属す

る公務の遂行を求める申請が却下され又は撤回され、及び、異議申立が棄却され又は撤回されたときにおいても、これを徴収する。データ主体、第三者並びに行方不明者、被害者の近親者に対する情報の通知並びに文書の閲覧の許可については、手数料及び費用は、これを徴収しない。

(2) 文化及びメディアを所管する連邦政府の構成員は、連邦参議会の同意を必要としない法規命令によって、手数料を課す要件及びその額を定めることができ、また手数料率及びその限度額を予め定めなければならない。この法規命令には、連邦手数料法の規定から逸脱した費用の補填に関する定めをおくことができる。

第四十二a条(裁判管轄)

裁判管轄は、これをベルリンにおく。

第四十三条(本法の優先適用)

(1) この法律の規定は、他の法律による個人情報の伝達の許容要件に関する規定に優先して、これを適用する。連邦データ保護法は、第十四条から第十六条までを除くほか、この法律の第六条第九項において別に定める場合を除き、これを適用しない。

(2) 個人データの処理に関する自然人の保護及び同データの自由な移動並びにデータ保護指令の廃止に関する二〇一六年四月二七日の欧州議会及び欧州理事会規則二〇一六/六七九(一般データ保護規則、二〇一六年五月四日欧州連合官報法令篇一九九号一頁、二〇一六年十一月二十二日同三一四号七十二頁、二〇一八年五月二十三日同一二七号二頁)第十五条、第十六条並びに第十八条第一項a、b、及びd並びに第十九条から第二十一条までによるデータ主体の権利は、この法律の定める基準に依ってのみ、保護される。

第四十四条（罰則規定）

この法律の定めるところにより保存される文書の原本又はその複製物であつて、データ主体若しくは第三者の個人情報記載されたものについて、その全部又は文言の上で本質的である一部を公に伝達した者は、三年以下の自由刑又は罰金に処する。ただし、データ主体又は第三者の同意があるときは、この限りではない。

第四十五条（罰金規定）

- （1）故意または過失により次の各号に掲げる行為を行った者は、秩序違反とする。
 1. 第七条第三項の規定に違反して報告を行わず、又は定められた期間内に報告をすることをしなかつた者。
 2. 第九条第一項第一文及び第二項に違反して、文書若しくは文書の写し及びその他の複製物を連邦公文書館の要請に応じずて引き渡しをせず、又は定められた期間内に引き渡しをしなかつた者。
 3. 第九条第三項の規定に違反して、文書の連邦公文書館への引き渡しをしなかつた者。
- （2）秩序違反は、二十五万ユーロ以下の過料に処する。
- （3）秩序違反法第三十六条第一項第一号に規定する行政官庁は、連邦公文書館とする。

第四十六条（削除）¹³

第四十六a条（基本権の制限）

信書、郵便及び電信電話の秘密（基本法第十条）は、この法律に基づいて制限されるものとする。

第四十七条（経過規定）

従前の、旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書に関する連邦全権受任官及びこの法律の施行の際に一九九〇年八月三十一日の統一条約（連邦法律官報一九九〇年Ⅱ八八五頁、九二二頁）第一附属議定書第二章B第二節第二号bの定めるところにより現に（従前の旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書に関する連邦全権受任官の）官職にある者の法律関係については、二〇二〇年六月十九日の命令（連邦法律官報Ⅰ一三二八頁）第六十四条に基づき最後に改正された二〇〇七年二月十八日公布の（法律の）第三十六条第四項から第六項までが引き続き適用される。

第四十八条（評価）

文化及びメディアを所管する連邦最高官庁は、二〇二二年四月九日の法律の施行から五年が経過した後に、連邦公文書館に設置するシュタージ資料文書館への移行の進捗についての評価報告書をドイツ連邦議会に提出しなければならない（連邦法律官報Ⅰ七五〇頁）。この評価の過程においては、第三十九条第一項に基づく諮問機関が存在していることが、なお五年間必要であるかどうかを審査されるものとする。

- 1 この改正をもつて、シユタージ文書は、この法律によつて置かれていた旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書の管理に関する連邦全権受任官 (Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik (BSU)) から連邦公文書館に移管された。なお、この法律の改正により役目を終えた連邦全権受任官及びその隷下に置かれていた旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書の管理に関する連邦全権受任官は、この改正法の施行をもつて廃止された。第三十五条から第三十七条までの削除部分に関する後掲・訳注10も参照。
- 2 保安審査法第四条第二項によれば、連邦における機密資料 (Verschlussache) の機密等級は四段階であり、上から順に、極秘 (STRENG GEHEIM)・秘密 (GEHEIM)・秘 (VS-Vertraulich) 及び部外秘 (VS-Nur für Dienst Gebrauch) である。
- 3 文書 (Unterlagen) については、連邦公文書館法第一条第十号に「その保存の方法を問わず、あらゆる種類の記録」という定義が規定されている。従つて、(この) 文書には、電磁化された記録 (いわゆる電子文書) が含まれる。なお、この複製物 (Duplikat) についても同様である。
- 4 人民警察刑事警察第一部は、旧ドイツ民主共和国の法執行機関であった人民警察に置かれていた一部門であるが、政治犯罪をその管轄領域としていたため、一九五三年以降、非公式協力者を用いた国民に対する監視及び偵察活動を行つてきた。なお、国家保安省の直接の前身は、人民警察刑事局第五部 (K-1五機関と通称される) であり、刑事警察第一部はその捜査機能の名残でもあったため、一九五五年の国家保安省の発足後は国家保安省第九局 (国内捜査活動の担当部署) の指令をも受けていた。
- 5 原語は Betroffene であり、直訳すれば「関係人」という意味になるが、ドイツのデータ保護法制においてはこの語は EU 一般データ保護規則 (GDPR) の data subject に対応するものであるため、訳語を GDPR に揃えた。なお、この法律は、GDPR による個人データ保護の国内的具体化法のひとつであり、かつ、国内における個人データ保護に関わる一般法である連邦データ保護法の特別法であると位置づけられている。第四十三条を参照。
- 6 原語は Mitarbeiter であり、直訳すれば「協力者」であるが、この語は通常は国家保安省の非公式協力者 (Inoffizieller Mitarbeiter: IM) について用いられるものである。この法律では、旧国家保安省の常勤職員と非公式協力者の両方を含む概念として用いられているため、この両方を含む意味で「職員」とした。
- 7 前掲・訳注2を参照。なお、公文書の管理は連邦及びラントそれぞれの固有行政事項 (基本法第八十六条) であるため、各ラントにおいても連邦の保安審査法に準じた法律が制定されている。
- 8 この削除部分は、文書の収集及び評価のために用いられた補助資料の匿名化について規定していた。補助資料 (文書と紐付けられた検索カード等) について、データ主体及び第三者の匿名化の要請を認めるほか、当該情報を使用することの優越的な利益が存在する場合などの例外を定めていた。
- 9 この削除部分には、その在職者について連邦全権受任官による国家保安機関における活動の状況に関する確認の対象となる職が規定されている。その対象は、官庁の幹部たる官吏又は職員、名誉職を含む選挙管理者、裁判官、検察官、弁護士、公証人及び教会の教区指導者であった。
- 10 この削除部分は、非公的機関の請求によらないで行われる通知について規定していた。連邦全権受任官は、政党の自治体レベル以上の代表者、連邦又はラントにおいて重要な機能を果たす機関及び法人並びに企業の代表者について、国家保安機関における活動歴があるときは、それぞれの機関に通知を行うべきことが定められていた。

- 11 この削除部分は、二〇二一年までシュタージ文書の管理についての権限を有した旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書の管理に関する連邦全権受任官及びその隷下に置かれた旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書の管理に関する連邦全権受任官に関するものであった。第三十五条は連邦全権受任官の設置について、第三十六条はその独立の法的地位について、第三十七条はその任務権限の範囲について、それぞれ規定していた。なお、そのかつての主たる事務所（ヘルリン）及び支所については、連邦公文書館に移管され、連邦公文書館の事務所として引き続き運営されている。第二条第一項を参照。
- 12 本条は、従来はこの法律による権限を有する連邦全権受任官が独立官庁であったことから、その手数料及び費用の徴収権限を定めたものであった。現在は連邦公文書館に権限が移っていることから、請求及び申請に関する手数料および費用については、連邦公文書館について連邦文化・メディア担当国務大臣（法文上は「文化及びメディアを所管する連邦政府の構成員」）が定める手数料及び料金に関する規定に統合され、本条は二〇二二年十二月二十日の改正法律の施行とともに削除された。ただし、この改正法律以前になされた請求及び申請に関する手数料及び費用については、なお本条の規定によることとされているため、法文上はなお残存している。
- 13 この削除部分は、国家保安機関の文書を、その当初において犯罪行為を伴って入手した者についての刑罰の免除を規定していた。国家保安機関の文書については、一九八九年のシュタージ解体の際に国家保安省に突入した市民によって違法に持ち出されたものが相当数存在したとされていたため、その収集を確実にする目的で、法律によって一九九二年までの三年間の間にそれを届け出ることによって、その違法行為の刑を免責する旨を定めていた。

〔追記〕 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C）（課題番号21K01124）「憲法の具体化としての公文書管理法制の形成―ドイツのアーカイブズ法との比較研究」及び（基盤研究B）（課題番号22H00919）「国際比較に基づく記録の公開と共有がもたらす社会の維持と変容に関する研究」による研究の成果の一部である。